

第二十二回 参議院農林水産委員会會議録第二十六号

昭和三十年七月十二日(火曜日)午前十一時三十分開会

委員の異動

七月十一日委員関根久藏君辞任につき、その補欠として松岡平市君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 江田 三郎君

理事 三浦 辰雄君
戸叶 武君
千田 正君

委員

青山 正二君
大矢半次郎君
重政 庸徳君
白井 勇君
松岡 平市君
飯島連次郎君
溝口 三郎君
森 八三三君
清澤 俊英君
小林 孝平君
三橋八次郎君
東 隆君
菊田 七平君
網島 正興君

衆議院議員

国務大臣

農林大臣

政府委員

農林政務次官 吉川 久衛君
農林省農林 大坪 藤市君
経済局長 渡部 伍良君
農林省農地局長 渡部 伍良君

農林省農林 小倉 武一君
改良局長 清井 正君
食糧庁長官 前谷 重夫君
水産庁長官 重夫君

事務局側

常任委員 安樂城敏男君
会専門員 倉田 吉雄君
常任委員 林 達磨君
会専門員 坂根 哲夫君

公正取引委員 坂根 哲夫君
会経済部長 坂根 哲夫君

本日の会議に付した案件

○農地開発機械公団法案(内閣送付、予備審査)

○天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法案(衆議院送付、予備審査)

○台風常襲地帯における農林水産業の災害防除に関する特別措置法案(衆議院送付、予備審査)

○農林水産政策に関する調査の件(農業による漁業被害に関する件)

(昭和三十年産米の集荷及びその価格等に関する件)

(水害による農林業の被害に関する件)

(中央卸売市場に関する件)

○委員長(江田三郎君) ただいまより委員会を開きます。

最初に農地開発機械公団法案を議題にいたします。本法案は去る七月八日内閣から閣法第四十六号をもって予備審査のため提出され、即日当委員

会に予備付託になったものであります。まず提案理由の説明を聞くことにいたします。

○政府委員(吉川久衛君) ただいま上程されました農地開発機械公団法案の提案理由を御説明申し上げます。

農地の造成及び改良によりまして、食糧の増産と農家の経営安定をはかることが、わが国の経済の安定上緊要であることは今さら申し上げるまでもありません。

政府は、さきに愛知用水事業を実施するため愛知用水公団法案を提出して御審議を願っているわけであります。が、このたび農地の造成及び改良の事業の効率化に資するため、農地開発機械公団を設立し、その保有する機械の効果的な運用によって急速に農地の造成及び改良事業を完成したいと存じ、この法案を提出いたしました次第であります。

農地の造成及び改良の事業は、特にその規模の大でありますものは、高効率な機械に依存しなければ、その施行が急速かつ合理的に行い得ないのであります。この点にかんがみ、この公団は、国際復興開発銀行等から融資を受けて優秀な機械を購入し、これを管理し、農地の造成及び改良の事業を行う者に貸し付け、またはこれらの者から委託を受けて当該事業を行うことといたしまして、その事業の効率的な遂行に資したい所存であります。さしあたりは、北海道の根釧原野にある床丹第二地区及び青森県の上北地区にお

ける開墾事業並びに北海道の釧路地区における総合灌漑排水事業について、この公団の保有する開発機械の全機能を發揮せたい所存であります。この公団の機動的活動によりまして、従来の工事の方法によつては避け得られぬ種々の困難を排除いたしまして、著しい成果を期待できるものと確信いたします。

以上が本法案を提出いたしましたゆゑんであります。以下簡単に法案の内容を御説明申し上げます。

第一に、この農地開発機械公団は、さきに提出いたしました愛知用水公団法案の愛知用水公団と同じ性格を付与いたしまして、その役員を選任や欠格事項等その組織に関する規定を設け、公団の財務及び会計につきましては、その収支予算及び資金計画につき農林大臣が認可することとし、さらに借入金、余剰金の運用、財産の処分についても一定の制限をいたし、その経理に公正を期する等の規定を設けたこととあります。

第二に、農地開発機械公団の業務であります。が、国、地方公共団体その他農地の造成または改良の事業を行う者に対し、機械を貸し付け、またはこれらの者の委託を受けて当該事業の工事を行うこととし、これらの業務の実施につきましては、あらかじめ業務の方法を定めて農林大臣の認可を受けることといたしたのであります。

第三に、政府は、北海道及び青森県の区域内において行う国営土地改良事業の工事の一部の施行を公団に委託することができるとし、公団は、余剰農産物資金特別会計からの借入金をもつて政府の委託による工事に要する費用に充てることができることといたしたのであります。

以上が本法案の主要な内容であります。が、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望いたします次第であります。

○委員長(江田三郎君) 次に農林による漁業被害に関する件を議題にいたします。

本件につきましては去る七月八日長崎、佐賀、福岡、熊本四県農林被害対策委員会代表者から当委員会に対する陳情の次第によつておわかりの通りであります。農林が水産業に与える被害が大きく、特に近時沿岸漁業の不振によつて被害に及んでいる沿岸漁民に對して深刻な打撃を与えているといふので、その対策の確立が要望されているのであります。しかし問題は、農業と漁業との両方に關係するものであります。まことに複雑困難と考へられますが、本日はこの問題を議題にして、最初に農林當局からその所見あるいは方針を聞きまして、続いてこの問題の取扱ひについて御協議を願いたいと存じます。

○政府委員(小倉武一君) 農業使用によりまして漁業に対する被害の問題でございますが、特に有明海等におきましては、かねてから指摘されておることは御指摘の通りであります。こ

の点につきましては、農林省といしまして、また私どもも直接作物の害虫の被害の防除に努めておりまする改良局といたしまして、もちろん重大な関心もございまして、その点について注意を払わなければならないのでございまして、当初特に有毒なパラチオンにつきましては水産物についての被害といたしましては必ずしも十分認識をしておりなかつたのでございまして、しかしながらたゞいまの問題でございまして、有明海におきまます問題等に関連いたしまして、その辺の研究も昨年あたりから進めて参つております。九州大学におきましては一部これに関する研究が進んでおるのでありますが、その結果によりましますと、有明海におきましてのアミ類等の被害というところにつきましては、パラチオンの使用といたしましては、この点についてはなお調査の内容またその他につきまして十分検証いたしまして、今後、本年度におきましても所要の研究を進めたと、かように思つております。ところで、こういう水産に限りませんで、他の人畜につきましても、人命に關するやうな被害が間々ございしますので、こういう被害のない農薬ということが考えられれば一番よろしいのでございまして、ただいまのところ、パラチオンほどの効果のあるものでありましてしかも人畜、魚類等に被害のないという農薬は見当りませんのでございまして、害虫の防除薬といたしましては最も有効なものでございまして、現段階に至りましてもこれが使用をいたしておるのでございますが、しかしながら、人

畜、魚類等につきまします被害の防止という点についてははんだんと措置を強化して参る必要がございまして、その点につきましましては、私どもも行政上の指導をいたしまして、指導の強化をいたして参つておりますし、今後さらに注意を喚起し、指導を強化する必要があると存じます。

なお、これとともに、その使用した後の薬害の除去というものの別途の調査研究ということも必要だろ、かように存じております。

はなはだまだ私どもの研究、調査が不十分でございまして、この問題についての確な措置、こうすればいいというところは、まだ見当りませんのでございまして、大体の経過は以上のようでございます。

○委員長(江田三郎君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(江田三郎君) 速記を始め

ちよつと予定を変えてまして、ただいまの問題は今大臣が見えることになつておりますから、大臣の出席を得て質問をお願いした方がはつきりすると思ひますので、その前に、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に關する暫定措置法案及び台風常襲地帯に於ける農林水産業の災害防除に關する特別措置法案を一括して議題にいたします。

ただいまの法律案はいずれも衆議院議員橋本虎之助君は二百七十二名によつて提出され、去る七月四日衆議院から予備審査のため当院に送付、即日当委員会に予備付託になったものであります。まず提案理由の説明を聞くことと

いたします。網島衆議院農林水産委員長。

○衆議院議員(網島正興君) ただいま議題となりました台風常襲地帯に於ける農林水産業の災害防除に關する特別措置法案と、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に關する暫定措置法案の提案の理由をおのの申し述べます。

ただいま議題と相なりました台風常襲地帯に於ける農林水産業の災害防除に關する特別措置法案の提案の理由を御説明申し上げます。

地勢上モンスーン地帯に位置を占めておりますわが國は、毎年台風または豪雨の襲撃を受す、その害に人生命並びに國民經濟に激甚な損失をこうむつておりますことは、各位の御承知のことと存じます。統計について見ますと、明治二十四年氣象台が設置せられてから昭和二十二年に至る五十六年間に、台風の襲撃を受けたことと実に五百七十回に上り、年平均十回余に及ぶというおびただしい回数に上るのであります。これにより受けた災害がいかに甚だしいかは想像にかたくなのであります。台風のほとんど大部分は豪雨を伴うものであります。この台風以外に豪雨のみによる被害もまた台風による被害に劣らぬ災害を惹起いたしております。

いづれにいたしましても、これら台風または豪雨によりまして、尊い人命を損傷せしめられるばかりでなく、農林水産物並びに農林水産業施設を初め、農機具、肥料、種苗等の生産諸手段もろろのこと家畜、家屋等に対し年々おそるべき損耗をもち、再建途上におけるわが國民經濟にはかりし

れない破壊的損失を与えてるのであります。

しかるに今日までこれら台風並びに豪雨の襲撃に對しまして、何ら見るべき防除措置は講ぜられることなく、常に、豪雨後の災害復旧にのみ終始いたしておりましたことは遺憾に堪えません。しかもその復旧事業も國家予算に制約せられまして、その完成には数年を要するのであります。例へば昭和二十六年災害復旧工事が、今なお完了を見ていない状況にありまして、年々数百億に上る巨額の財政支出をいたしながらも、二十九年年度末現在におきまするこれら過年度災害復旧の進捗率はおよそ五〇％程度にすぎません。昭和二十八年の大水害には特別立法措置を講じまして、迅速なる復旧を企図したにもかかわらず、その進捗率もまた五〇％にすぎない状況にありまして、災害地農林漁業者は、かかる滞滞に對し、多大の不安を感じてゐるのであります。かくては災害復旧は百年河清を待つに等しいことも相なり、農林水産業生産力の基本的諸条件の整備拡充は不可能となり、自立經濟確立の企圖もまたむなしくなるのではないかとおそれられるのであります。政府もかかる点に留意いたし、去る昭和二十八年閣議決定に基き治山治水対策基本要綱の樹立をはかり、これら台風並びに豪雨等による被害の除去の基本対策を決定いたしましたことは、もとより當然のことと申しながら、それも大河川を中心とする基本対策にすぎないのでありまして、財政支出の制約と相俟つて、未だその効力を發揮するに至っておりません。従いまして今や具體的生産に直結する防除対策の樹立が当面の

緊急課題となつてきたのであります。

以上の点にかんがみまして、台風または豪雨による災害の頻發する地帯に防除措置を強力に講じ、もつてこれら災害を事前に除去し、あるいは被害を最少限度に食い止めましますとともに、あわせて災害復旧事業についても迅速なる完成を期することによりまして、これらの地帯におきまます農林水産業者が安心して生業に精勵いたし、もつて、農林水産業生産力の維持向上をはかりますると同時に、財政資金の効率的運用にも資したい目的をもちまして、ここに本法案を提出することといたしたのでございまして。

次に法案の主要内容について簡略説明申し上げます。

第一に、台風常襲地帯対策審議会の議決を経まして、都道府県単位に台風常襲地帯の指定を行うことといたしました。

第二に、台風常襲地帯の指定を受けた都道府県知事は、あらかじめ関係市町村長等の意見を聞いて災害防除計画事業案を作成して、農林大臣に提出し、農林大臣はこの災害防除計画案を参酌し、審議会の議決を経て國の災害防除事業計画を決定し、これを当該都道府県知事に通知いたします。これに基きまして、都道府県知事は当該都道府県議會の議決を経て、当該都道府県の災害防除計画を決定するのであります。

第三に、災害防除事業の実施主体は、國、地方公共団体、その他農林水産業者の組織する団体といたしました。

第四に、補助の対象及び補助率の規定でありまして、農林水産施設にかか

る災害防除事業は、一カ所の工事費十

円以上を対象とし、これら施設の造成改良、或は防災林の造成、補植等に対し事業費の十分の九乃至十分の七を、又その他応急対策事業に對し、十分の五の国庫補助をすることとした。

第五に、地帯指定を受けた地域に對する特別措置であります。先ず予算の作成方針といたしまして、災害防除事業計画は、本法施行の日から十年以内に完遂できるよう補助金を毎年度の予算に計上するよういたし、又台風常襲地帯指定区域内における農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に關する法律による災害復旧事業に對する国の補助は、災害の発生した年から三年以内に復旧事業が完成するようになければならないこととしたこと、及び指定区域内の地方公共団体には、地方債起債の特例を設けてその財源の確保を期したことであり、第六に、審議会の設置、権限、組織等に關する規定を設けたことであります。

以上で本法案の大体の骨子を御説明申し上げました。

何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に天災による被害農林漁業者等に對する資金の融通に關する暫定措置法案に對する資金の融通に關する暫定措置法案につきま

て提案の理由を御説明申し上げます。御承知のとく、わが国は年々暴風雨、暴風浪、地震、高潮、降霜、降ひょうまたは低温等の自然災害によりまして、農林水産業にしばしば甚大な損害を

をこうむり、ために農林水産業経営の維持安定に多大の支障をきたして現狀であります。この現狀に對し、従来政府は災害のつと特別立法の措置を行ひ、經營資金または事業資金の融通をはかり、もつて、被害農林漁業者の経営の維持安定をはかつて来たのであります。最近かかる災害の頻発は特に甚だしく、毎年このための立法措置を講じ、その後さらにその年度中に続発した災害のため、一部改正等を行なつてゐる次第であります。もしその災害の発生が国会開会中でありましたら、直ちに立法措置を講じてこれに對処することもできるのであります。直ちに立法措置を講ずることができ、対策も自然遅延いたし、被害農林漁業者の経営の安定、回復もそれだけおくれ、ひいては、農林水産業生産力の維持向上にも多大の障害を及ぼすことと相なるのであります。

従ひまして、かくのごとく災害発生の際立法を行ふ措置のかわりに、恒久的な基本立法を行ふ必要がございますので、従来の立法措置にない、農林水産業系統金融機関またはその他の金融機関が、これらの資金融通を行ひます場合、国と地方公共団体において利子補給及び損失補償を行ひ、もつてその資金融通が円滑かつ低利に行われまことを目的といたしまして、ここに本法案を提案いたした次第であります。

次に本法案の内容について概略御説明いたしますと、第一に暴風雨、地震、暴風浪、高潮、降霜、低温又は降ひょう等の天災で、その被害が著しく、政令で指定を受けた場合において、農作物又は菓の減収量が平年收穫量の三割以上であり、かつ、その減収による損失額が、平年の總収入額の一割以上である被害農家、薪炭、または林業用種苗について、著しい損害を受けた被害農業者及び魚類、貝類、海藻類等の流失、またはその所有する漁船、漁具の流失が、損壊による著しい損害をこうむつた被害漁業者であつて、それぞれ当該市町村長から、その旨の認定を受けたものを対象として、經營資金の融通をすることとあります。

第二に被害が特に著しく政令で指定された災害の場合におきまして、農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会、または水産業協同組合が天災によりその所有した管理する施設、在庫品について被害を受けた場合には、これら被害組合に對し、事業資金を融通することとあります。

第三に、これら資金の償還期間は三年以内、利率は年六分五厘以内としたし、經營資金においては、貸付の最高額を五万円とし、事業資金におきましては、連合会の場合は一千万円、その他の場合は五百万円を限度といたしております。

第四に、地方公共団体が融資機関に對し、利子補給または損失補償を行なつた場合、政府は予算の範囲内で都道府県に對し、国庫補助をいたすこととしたし、利子補給につきましては、当該利子補給の二分の一に相当する額、または当該利子補給の対象となつた貸付金の總額につき年二分五厘（開拓者に貸付けられた場合は年三分）の割合で計算した額のどちらか低い額の範囲内とし、また損失補償につきましては、当該損失補償額の二分の一に相当する額、または当該損失補償の対象となつた貸付金の總額の百分の二十に相当する額のどちらか低い額の範囲内とするのであります。

第五に、国庫補助の対象となる融資の總額につきましては、天災ごとに政令で定める額を限度とするのであります。

以上が、この法案提案の理由並びにその内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長（江田三郎君） 本法律案の審議は後日に譲ることいたします。

○委員長（江田三郎君） 先ほどの議題に返りまして、農業による漁業被害の件を議題といたします。

○青山正一君 農林大臣がおいでになつて、ご事務的なことでありますけれども、いろいろ局長なり水産庁関係に御説明願ひたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○松岡平市君 私は農林大臣に来てもらひたいのです。というは……。

○委員長（江田三郎君） 速記をとめて。

○委員長（江田三郎君） 速記を止す。

○委員長（江田三郎君） では速記を始めて。

○松岡平市君 委員長が特に督促をされて政府のこの問題に對する説明を求められ、ただいま改良局長から大体の状況について御説明がございましたが、これはもう今日有明海沿岸の漁民たちが政府に向つて陳情をしてゐる本件について何ら触れない、ただバラチオン剤の使用については注意を払わなければならぬ。昨年度から研究を進めておる九州大学の試験等によれば、バラチオン剤の影響であるという推測を生むことができるようなことで、これについては今後研究を進めたい。そして何らか防止方策を強化する必要を認めておる、これだけあります。で、私はこれは農林大臣はお聞きにならなかつたと思ひますが、こういう説明を聞くだけでこへ来ておるのじゃないと思ひます。先ほど開会の初めに當つて、委員長から、当委員会はたぐさんの重要案件を持つてゐる、従つて調査案件については今週中で片をつけた、こういう話もありました。従つて私はさうした委員会の重要法案をかかえておる今日、こういう調査案件で非常に長い時間をとりたいと思ひません。しかし率直に一つ質疑応答で事態を明らかにするということだけはさしていただきたい。今日有明海で少くとも二十七年前の漁獲に比べて非常な激減漁獲高になつたといふことだけは、これは改良局長もその通りであるように認めておられると思ひます。大体私はまず聞きたいことは、改良局長はこのバラチオン剤その他ホリドル等を九州のあの有明海沿岸の農家に使わしたのは昭和何年からか。

○政府委員（小倉武一君） 別段あの地方に限つたわけではございませんが、もう三、四年前から試験的に当初やりました。その後だんだんふやまして、昨年あたりは全国で約百万町歩くらいに面積を防除してゐるということでございます。

○松岡平市君 私の調査によりまして、大体これは佐賀県だけの調査でございますが、初めて使つたのは昭和二

十七年、これは試験的にごく狭い面積に使つておきます。そして二十八年には三万町歩にわたる水田で使つておる。二十九年には四万町歩にわたる水田でこれを使つておる、こういうことになっておられますが、大体二十七年以前においてはほとんどこれを使わなかつたという事は事実でございますか。

○政府委員(小倉武一君) お話のように二十七年に初めて試験的に使つたのでございまして、それ以前には使つておりません。

○松岡平市君 これに対しては少くとも国は、政府は、相当奨励しておる、農薬の使用については奨励して、ある程度の補助金等、いろいろな形において出しておられるということも事実だと思ひますが、そうでございませうか。

○政府委員(小倉武一君) 年によつて変動がございしますが、大体申し上げますとお話のように今日まで指導奨励をいたしておられます。

○松岡平市君 有明海の漁業の推移をごく簡単に申し上げますと、昭和二十五年、六年、七年、この三カ年の漁獲高の長崎県、佐賀県、福岡県、熊本県沿岸漁業については、漁獲高は三カ年平均が八百四十万五千、端数は除きますが、これが、二十八年と二十九年、すなわち今、改良局長がおつしやつたように相当数パラチオン剤を使つて、二十八年、二十九年の漁獲高の兩年の平均は、これのほとんど半分に近い四百五十六万四千、これで特

にはだいたい二十九年においてはこの五十万貫に減つておる、こういう状況になっておられますが、水産庁長官にお聞きしたいと思ひますが、こういう数字は水産庁でもよく調べているにいらつしやると思ひますが、こういう数字になっていることは水産庁お認めになりますしやうか。

○政府委員(前谷重夫君) 私の方でも調べて、漁獲の減少は認めておるわけでありまして。

○松岡平市君 先ほど改良局長はこれがホリドルその他パラチオンの影響であるかという推測を生ずるに至つた、こういうふうにあいまいな御答弁でございしましたが、水産庁長官とされ

○政府委員(前谷重夫君) この問題につきましまして九州大学の富山博士を中心にして研究をいたしておるわけでありまして、その場合にその試験の方法は、先ほど改良局長からお話

○松岡平市君 試験の結果によらなければ明確なことは答えられないとおつしやることはごもっともでございしますが、このほかに少くとも水産庁長官

としては、有明海における長い間の漁獲高をずっと見てみると、それが二十八年、二十九年において、佐賀県のごときは半減どころじゃない、三分の一近い漁獲高に、ある種の魚類が減つたという事になれば、他に何かこういうふうになる原因があらうなと思ひます。水産庁の見解において、農薬以外に減るべき理由が何かあつた、こ

○政府委員(前谷重夫君) これは漁獲の減少は種類によつての漁獲の減少の割合と申しますか、状況が、非常に違つておると思ひます。特に佐賀県におきましては相当の減少を示しているわけでございますが、この原因が他に

○松岡平市君 他に原因がない、そうしてそれらしいというものが一つある、他には何も原因は発見されておらない、こういうことになれば、大体今日の段階で研究されて、どういふ研究

○政府委員(前谷重夫君) これはいろいろアミの生態につきましましては、相当

自然環境の影響ということも考えられるわけでございますが、他に人工的な意味におきましての要素というものは考えられないわけでございます。この漁獲の減少が、決定的にパラチオン剤によるものという事は、他の自然環境の場合の問題もございします。で、決定的にこれによるということも、現在の研究段階においては決定的には言えないのじゃないかと思ひます。

○松岡平市君 決定的に言えないという事であれば、何か原因は、たとえば漁民がとらないのだ、あるいは何か特別な潮流関係とか、何かそれは少くとも水産庁としては、この漁獲につ

○政府委員(前谷重夫君) アミの場合、それから貝類の場合、多少事情が違ふかと思ひますが、アミの場合におきましても自然環境による影響も従来から相当あるということは言われておるわけでございます。その自然環境の分析ということは今困難でござい

○松岡平市君 そうすると、これは改良局長にお聞きしますが、改良局長は先ほど有明海の漁獲高が激減しておる

農学部では、非常に薄い、濃度八億分の一というパラチオン剤でアミ等は死ぬ、二十四時間ぐらゐに死滅するといふ試験結果を出している。そうして有明海の中ではある所では一億分の一、平均して二億分の一のパラチオン剤が海水中に入つてゐる。特にあの海の中にある浮土の中には、それよりもはるかに濃厚なパラチオン剤がその浮土の中に付いておるといふことは、もうと

○政府委員(前谷重夫君) アミの場合、それから貝類の場合、多少事情が違ふかと思ひますが、アミの場合におきましても自然環境による影響も従来から相当あるということは言われておるわけでございます。その自然環境の分析ということは今困難でござい

○松岡平市君 そうすると、これは改良局長にお聞きしますが、改良局長は先ほど有明海の漁獲高が激減しておる

ことはその通りだ、そして先ほど申し
た九州大学の試験結果等において、そ
の影響であろうかという推測を生むに
足りると、こういうふうにおっしゃっ
たが、改良局長はこの影響は有明海の
漁獲高の激減、ある魚族についての激
減のもとをなしておるといふふうには
まだお考えになっていらつしやらない
のでございますか。

○政府委員(小倉武二君) 有明海のア
ミ等の減少について、パラチオンの
使用が一つの原因たり得る可能性があ
るといふこととてございす。それが確
定的にそうであるかどうか、また有明
海全体の魚族の被害等の関係につきま
しては、なお十分の検討を要するであ
ろう、かように考えます。

○松岡平市君 そうですと私はこれは
逆な答弁を聞いておる。水産庁長官は
ほとんどまだ何もわからぬ、改良局長
の方はその一部分の原因であろうか、
こういうふうに言つていらつしやる
が、水産庁長官はまるでそういうもの
は全然影響ないやうなふうな答弁の仕
方ですが、少しおかしくありません
か、水産庁長官として。

○政府委員(前谷重夫君) 私はそうい
うことを申し上げたわけじゃございま
せん。最初申し上げましたように、自
然環境による影響が考えられる。ただ
これが、この分析が決定的にその原因
の唯一のものであるといふことについ
ては、まだそれを断定し得る段階では
ないといふことを申し上げました。影
響があるといふことが考えられるとい
う程度でございす。

○松岡平市君 水産庁長官にお聞きい
たしますが、しからば、それはいかなる
理由によつて、かくのごとく漁獲高が

減少したかといふことを断定される時
期はいつでございすか。

○政府委員(前谷重夫君) 水産庁にお
きまして、できるだけ結論を得たい
と思ひまして、各方面と連絡をとり、
さらに応用研究その他予算的な措置を
講じまして研究を進めるつもりでおり
ます。

○松岡平市君 農林大臣にお尋ねいた
します。実は有明海というものは御承
知のように非常に干がたが広い所で
ございす。大体私の知つておるところ
で、三万町歩は干がたでございす。
干満の差が十八尺、そしてこれの干が
たには……あの沿岸は昔から、きのう
やきようじゃございせん、昔から漁
民がその干がた漁業によつて衣食して
おります。大体これは単に干がたでは
ございせん。少し沖合にも出て参り
ますが、あの有明海内で漁業に専従い
たしておられます者が、佐賀県、福岡
県、長崎県、熊本県四県で約二万人お
ります。そしてこれが少くとも農薬を
使つておられる、先ほど申ししま
した二十七年までは、多少の漁獲の高
低はありますが、累年大体違わ
ない漁獲をしておつた。ところが二十八
年と二十九年とは非常にある種の魚族
によつては漁獲がなくなつた。そして
心配をして県の試験所、さらには九州
大学の農学部で試験をいたしました。

先ほど申しましたようにパラチオン剤
があつた海水の中に相当ある種の魚族
はもうすぐ殺すに足るだけの濃度のパ
ラチオン剤がまぎつておる、こういう
ことを試験の結果出したわけござい
ますけれども、今お聞きの通り、そ
のほかにも原因があるかも知れな
い、こういうこととてございまして、こ

の結果だといふことは私も別に――ほ
かに原因を今おあげにならぬけれど
も――私もこれだけの原因だといふこ
とを断定する資料は別に持ちませんけ
れども、少くとも他に特別な原因と思
えるものはない。で、さらに、ことし
も農薬を使いから、ことしの漁獲の結
果を見れば、これは少くとも三年の状
況が明らかに思ふのでございす
するが、しかし先ほど申しましたよう
に、漁獲高が半減しておる。半減ど
ろでない、ある地域によりましては、
これは一番極端な例でございす。昭
和二十五年までは大体十六万貫、昭和
二十六年は十六万七千五百貫、昭和二十
七年は十六万七千五百貫、昭和二十
八年は十六万七千五百貫、昭和二十
九年は十六万七千五百貫、昭和三十
年までは、わづかに二千五百八十八貫、二十
九年までは千四百七十七貫、こういう
減少ぶりを示しておる。そして全体と
いたしましては先ほど申しましたよう
に、二十八年度は二十七年の半額以
下、二十九年度に至つては、それよりも
さらにひどくなつて、二十五、六、七の
平均は百三十万貫であつたものが、二
十八年度には五十万貫をこそこになつ
た。こういう状況になつておれば、少く
とも二十八年度、九年度における漁民
の困窮状態といふものは、御推察がつ
くものだと思ひます。で、県内におきま
しても非常に漁民は驚きまして、昨年
佐賀県はやむを得ずして、実は漁民の
生活を一時何とかして都合をつけてや
るというやうなことで、多少生活資金
の貸付等をはかりました、御承知の
ように佐賀県のごときは全国で最も有
名な赤字県であります、職員の給料も

払えないという事情になつておられ
て、もはや漁民が県等に陳情をいたし
まして、ちががあかないといふこと
になつておるのに、再三お願いをして
おる。何とかしていただきたい、食
えない。まことに佐賀県だけで三千九
百人の漁民がおりますが、これらの生
活というものは、見るに忍びない状況
になつております。ところが一方、農
薬の指導奨励をしておられる改良局長
は、この影響があるかもしれぬけれど
も、まあこれといふことは断定できな
い。水産業の指導奨励をしておられる
水産庁長官もまた、原因がほかにある
かもしれぬ、断定できない、こ
言つておられる。いずれは分ります。

役所の方で原因が那邊にあるかとい
うことを明らかにしていただく間に、有
明沿岸二万の漁民、家族を合せて
十万人の人間は路頭に迷うのでありま
す。

そこで私は農林大臣にお答えを願
ひますが、やがては農林省の力をもつて
原因を、少くとも先のことはともか
く、二十八年度と二十九年度のこの漁獲高
の激減といふものは、パラチオン剤の
使用によることを立証された暁
においては、国においてはこれらの漁
民の漁獲高の減少に対して補償を行
うという御意図があらになるかどう
か、さらにもう一つは、そういう状況
になつて、原因は不明であるが、とも
かく農薬使用の結果らしいといふこと
は、先ほど改良局長の御答弁の中にも
あるわけでありますが、何らかのこ
れらの困窮しておる漁民の救済、これ
はよしんばパラチオン剤の影響でなく
てもよろしい、あなたの所管下にある
水産業者二万、家族合せて十何万人の

間の生活困窮に対して、この際何らか
の方途を講じてやろうという御意思が
あるかどうかといふことを一つお聞か
せ願ひます。

○国務大臣(河野一郎君) だんだん御
意見を拝聴いたしておりまして、また
政府の方の考え方も聞いておりました
が、今お話しのこと、この原因を究明す
ることはもちろん必要でございす。よ
う。その結果によつて適切な処置を
とるといふことも必要なことだと考え
ますが、しかし、いづれにいたしまし
ても、そういう状態に一部の漁民諸君が
おられるといふことにつきましては、
これに対して適切な処置を講じなけ
ればいかぬといふことは私考えす。
従ひまして、さしあたりその地方の漁業
不振に陥つておられます漁民諸君に対
して、適当なる施策を講じなければい
かぬといふ意味合いにおいて、よくお
話は承りましたから、善処いたした
と思ひます。なお、引き続きその
原因、結果、影響につきましては、十
分なる調査をいたしまして、調査の結
果、すみやかに、その判明いたしました
ものについては、また別途これは考
えて適当なる善後処置を講ずるとい
うことになつて行くことが妥当と考
えす。そういう意味合いにおいて行政
の指導をして参りますこととお答え
いたします。

○松岡平市君 私はただいまの農林大
臣の御答弁、非常にはつきりして大へ
んありがたいと思ひます。原因を突き
とめて将来災害を防止するといふ仕事
も大事なことでございす。しかしな
がら、原因がわからぬからといふこと
で、今日漁民の苦しみに陥つておる漁
民の救済に、原因がわからないからと

いうことで政府が耳をかさないという、従来の政府の態度というものは、まことに了解に苦しむのです。原因は那邊にあらうとも、現実には漁獲高はかように従来の半分に減つてしまつておるといふことであれば、原因が何であらうとも、ともかく農林省に水産庁といたしましては、これらの漁民に対して適當なる転業の方策を講ずるとか、今、有明海において、たとえノリの養殖というようなものはパラチオン剤の影響を受けないといふこと、これは試験の結果においても、実際においてもはつきりわかつておる。しからば少くとも水産庁としては、さしあたつてそういうノリの漁業に転換させるといふぐらゐなことは、進んでおやりになるべきものである。それが、原因が農薬の影響であるかどうかということがわからぬからといふことで、これらの漁民に対して、さしあたりの救済方法を講ずるといふことを結びつめて、片つ方がわからぬから片つ方をはつておくという態度では、私は私はは少くとも政府の態度としてよくないと思ふ。ただいま農林大臣は、少くとも行政措置によつて、原因のいかんにかかわらず適當な方策を講ずる、講すべきものであるといふことをここで明言せられた。これは何もいつまでもほつておいて済むことでございせん、すみやかにどういふ方策をお立て下さるか、私はやがてこの委員会におきまして、少くとも国会の終る前に、農林閣僚御当局が、これらの状況について、それぞれ四県から陳情をしておること、水産庁長官なり改良局長も御承知なんでありますから、これらの陳情の趣旨に沿ふような御措置がおとりにな

れるかなれないか、どういふふうに実際においておやり下さるかということとをさらに明らかにいたしまして、ただいま農林大臣のせつかくの御言明が、ただ空言に終らないということ、事務局が必ずやつていただくということ、事務を期待して、しばらく私は一応待ちますが、まことにこれは重大な事態になつておるといふことを一つ御認識をお願いしたい。のみならず、私は委員会にお願いいたしますが、委員会にいたしましては、調査案件としては、広く農林水産政策に関する調査ということになつておりますが、なおその中で特にこの有明海における農薬の影響だと思える、少くともその影響だと考えられる漁獲のまことにはなほだしい減少、それによる漁民の困窮、これが救済をいかにすべきかということにつきましては、ぜひ委員会においても熱心に御研究下さいまして、委員長がおつしやつたように、今週中に結論をおつけ下すつてもけっこうであります。適当なる結論をお出し願うということを懇請いたしまして、一応質問を打ち切ります。

○政府委員(前谷重夫君) ただいまのお話でございますが、われわれといたしまして、原因の究明とは別個に、その転換対策については十分研究いたしておるわけでありまして、われわれといたしまして、研究の結果によりますと、ノリに対する影響はないということでございますので、ノリに対する転換、ことに本年度におきます予算の執行の面におきまして、ノリの芽を作る、その他の漁場の改良、設備等につきまして、予算的に、今年度の予算の範囲内で、十分できる限りの措置

をいたしたいということで、現にそういうことを関係当局、府県と相談いたしておりますし、また一本釣りの転換も考えまして、その後における魚礁の設置につきましても計画を立て、関係府県と相談をいたし、実施いたしたいと、かようなことで、その転換の対策につきましては、できる限りの措置をいたしておる次第であります。

○松岡平市君 予算の範囲内とおっしゃいましたけれども、政府は予備費を持つておると思うのですが、予算の範囲内でおつしやらないで、大臣もまあおつしやっておる。すでに一年間の漁獲高の損失は平均して九億をこえております。あなたの方の持つていられる予算の範囲内で対策をお立て下さることは、私ははなはだ不満であります。こういう際にこそ、私は、十分予備費を使って適当な対策をお立てになるべきものだと思います。水産庁長官が予算の範囲内ということでありますが、予備費を支出してやるかどうかということをもう一ぺん確めておきたい。

○政府委員(前谷重夫君) ノリその他浅海魚介につきましては、昨年度よりも、ことに魚礁等につきましては倍以上の予算が、先般御審議いただきました予算におきましてついておりますわけでありまして、昨年度よりは浅海魚介につきましては相当の増加を見ております。従いまして、現在そういう意味におきまして、この対策を考えておるわけであります。御指摘の予備費その他については、さらに研究をいたします。

○千田正君 水産庁長官に尋ねます
が、この極の問題は今日始まった問題

ではないのであります。過去数年間にわたってこういう問題がちょいちょい起つておる。しかし農林当局というよりも水産庁の方においては、十分研究したり、あるいはその科学的な究明をするだけの余裕がないのかどうかわからんけれども、結論がいつでもうやむやになってしまふ。私は、水産庁のこうした科学技術面が十分充足されておるとは、私は結果において思えない。ということとは、先般千葉県における油の被害の問題についても、はなはだその結論については要求を満たすだけの十分な結論が出ていない。今度の有明海の問題につきましてもあやふやである。農薬の被害であるかどうかわからぬ。これではいつでも水産関係におけるこうした被害に対しては、真剣に被害者の立場に立つての研究した結論が出てこないのであります。私は水産庁関係の人たちは熱心にやつておると思う。これはおそらく予算が十分でないから、研究部門の面において完璧を期せられないのじゃないかと、こういうふうに推測されるのであります。が、一体こういう問題の究明を迅速に、はつきりできないという理由はどこにあるのですか。私は予算が十分でないから十分できないと、こういうふうに思うのですが、水産庁長官としてはどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(前谷重夫君) われわれといたしまして、こういう場合の調査研究につきましては、十分に努力をいたさなければならぬわけであります。従来の水産研究所の建前といたしまして、ただいま御指摘のございました油の問題にいたしまして、こういう問題にいたしまして、水産の応用試験

がおもてございまして、基礎的な試験の部門におきましては、従来から各大学、その他それぞれの基礎部門の面と十分連絡いたしまして、独自に調査するよりも、各方面の協力を得てやるということが適当であらうと、かように考えまして、この件につきましても、昨年度から水産庁が指導いたしましたして、九州大学にその調査を依頼し、研究を依頼いたしておるわけでありましては十分でないとも感じますので、その面の充実は必要かと思ひますが、いろいろな問題が起きまして、やはりその部門におきまする得手、不得手と申しますか、専門がございしますので、専門の研究設備を利用することが必要だというように考えまして、広く各専門の研究機関と連絡をとりまして、こういう調査なり研究をいたしておる次第でございます。

○千田正君　それではまるでわれわれからいへば、下請仕事をやらせて、その結論が出てきたときには、これは水産庁の結論だというように持つてくる。いわゆる隔靴搔痒の感がある。こういう問題がしょっちゅう起つてくる。このたびは幸か不幸か知らぬけれども、同じ農林省管内の行政機構の中におけるところの農業の問題であるけれども、ある場合においては、通産省関係の大きな紡績会社等によつて生ずるところの大きな損害が起きてくる。向うの方は金がたくさんあるから、同じようなことを同じような大学に頼んで、そうして科学者の間においても、水産庁から依頼された部門の人と、それから通産省から依頼された部門の人と、対立した意見が出てくることがある。

われわれの方はその間に処して……い
つでも水産庁の方が負けであります。
だから、水産庁は独自の立場におきま
してやれるだけの予算を十分とって研
究して行かなければならないじゃない
か。しかも、こういう科学的なものに
ついては、どんな年とも強いものに
が出てきます。これは被害はどうあ
るかということは、これは当然水産部
門を担当しておるところのあなたの方
として、その研究をゆるがせにすること
はできないじゃないか、それだけの予
算を十分とるべきであると思はる。
これはさつそくとするべきものである
と思はれますから、私はあらためて農林
大臣にお伺いいたしますが、こういう
問題に対して、農林大臣は将来どう
いうふうにお考えになるか。例えば
今度の問題につきましては、同じあ
なたの管理下におけるところの、い
わゆる農業として使われておるところ
のものが、同じようなあなたの管轄下
にあるところの水産に対するところの
被害である。これはあなたがこで善
処しなければこの問題は解決できない
のであります。ただいま松岡委員の
御質問に對しましては、あなたから何
とか早急の手を打ちたいと考へるとい
うことではあります。早急の手は、何
かあなたから腹案を示されたいと思は
すけれども、これからこういう問題は
しよつちゅう起きてくる。これに対す
るところの恒久的な対策として、何か
お考へがありますか。あるならば、こ
の際承つておきたいと思はれます。

所もございまいし、その発生いた
しました原因を、それぞれの適切な
機関に研究検討せしめて、それと同じ
政府部内で採用して参るということが
適當であるのではなからうかと私は考
へるのであります。それを一農林省の
水産庁におきまして、諸般の問題に對
するのために試験研究所を持つというこ
とは、いたしましてはなかなか完璧を
期するということとは困難じゃないかと
私は思ふのであります。従ひましてこ
れはそれぞれの政府の適切な機関が不
十分であれば、それを十分に補充して
参るということには必要でございませ
う。しかしこれを各部内におきまして
それぞれ試験所を持つ、研究所を持つ
ということとはなお研究の余地があるの
ではないか、こう私は思ふのでありま
す。

○千田正君 それは農林大臣はこうい
うような問題にぶつかったのはおそら
今度初めてだらうと思はれます。この
度の有明海のこういふふうな問題、と
ころが過去数年間においてこういふ問
題がしよつちゅう起つておる。起つて
きた場合に結論はいつもやむやみに
終つてしまふ。終つてしまつてちつと
もこういふ問題に對する研究が進んで
おらない。あなたの今のお説をとると
いうと、これだけのそれぞれ研究部
門があるから、その政府機関にそうい
うものを担当させれば、りっぱな結論
が出てくるはずだといふ御議論のよう
に承つておられますが、そのりっぱな
結論はちつとも出ておらない。出てお
らないがゆえにいつも原始産業に携
わつておるところの農業とか、水産と

件を議題にいたします。本問題は、か
ねてたびたび委員会を取り上げまし
て、再度にわたつて決議が行われてい
るのであります。昭和三十年産米の価
格は、去る七月九日に閣議において決
定し、集荷について手配が取り進め
られたように依つておられますので、本
日はこの問題について農林大臣から説
明を伺うことにいたしたいと思はれます。
○國務大臣(河野一郎君) この機会に
私から、先般来いろいろ御配慮をわす
らわしました昭和三十年産米の政府買
入れ価格の決定につきまして、一応
御報告を申し上げたいと思はれます。先
般政府におきまして、一応一萬六千
とときめまして米価審議会に内示いたし
まして、米価審議会からいろいろな意
味で答申をちょうだいいたしました。
政府におきましては、これらの米価審
議会の答申並びに各方面の御意見等を
十分拝聴いたしましたので、米価につ
きましてはこれを一萬六千と、全国
平均手取り価格を一萬六千と決定
をいたしました。なおこのほか減税
の処置をいたしまして、集荷を促進し
奨励する意味において、石当り千四百
円を控除してこれを減税するというこ
とと、前渡金として二千元を、予約と
同時にこれを農家の方に前渡しをする
という、これらの主たる処置によつ
て、本年の予約集荷制度を推進して参
りたいというふうに決定をいたしました
。この平均手取りの内容につきましては
、いろいろ詳細事務的にございま
すが、これは今食糧庁長官から御説明
をいたさせることにいたしたいと思
はれます。なおこれに要する財源とい
はしまして、財源が予算に比へまして、
過般の減収加算の引き当てとして三十

二億、今回の米価決定に基いて九十六
億、合計百二十八億の財源に要するわけ
でございます。従ひましてこれに見合
います財源措置をいたしまして、輸
入食糧の買入れ費の節減、これは実
は一言御説明申し上げておきたいと思
はれますが、その輸入食糧の買入れ
費の節減は、すなわち予算を編成し
たしました當時に、外米、外麦の買
入れ費を予定いたしましたその金
額が、その後すでに政府が今日まで
輸入をいたしました実際の外米、外
麦の買入れ費、これとさらに従来
の通り外米、外麦が先般傾向になつて
参りまして、いつも予算編成時に比
へまして、また今日たまたま考へまし
ても、これから将来に年度内においてあ
る程度の値下りが期待される、そうい
う傾向を従来とつておりますので、こ
れらの傾向を見合はしました約四十八
億くらいの節約ができるのではなから
うかといふ見込みでございます。それ
から第二といいたしましては、食糧の
計の経費の節減によりまして、大体十八
億くらい節約ができる。これは前同予
定いたしました際には十三億くらい
の予定でおつたのでございしますが、こ
れにさらに検討いたしまして、前年の M
SA によるところの食糧の輸送費の中
から五億ほどまだ余分が出ております
ので、これをもその中に繰り入れまし
て約十八億節約ができるというこ
にいたしたわけでございます。さらに第
三番目には、業務用米の売却、これも
今後の見通しをいたしまして、準内地
米を公衆食堂その他列車の弁当、旅館
等に売却することによりまして約三十
九億四千万の節約をして、これの収入

増を見て参りたい。第四番目には、酒米の増産並びに価格の引き上げによりまして二十三億くらい見て参りたい。酒米は大体今年度は、前年百万石でありましたが、これを十萬石ふやしまして百万石というところにして、これをさらに売り渡し価格の値上げによりまして二十三億くらいふやして、これで大体合計百二十七、八億の収入を得ることにして、この処置をして参りたいというところに予定いたしておるわけでございます。

大略御報告を申し上げて、なお先ほど申し上げました通りに、買い入れ価格の内訳につきましては詳細を食糧庁長官から御報告を申し上げることにいたします。

○政府委員(清井正君) ただいま大臣からお話し申し上げましたのでございしますが、買い入れ価格は、ただいま申し上げました一万六千四百というものは、全国平均の手取りでございますので、実際に価格をきめます場合には、それぞれ具体的に等級別の価格をきめなければならぬわけでありまして、そこで一万六千四百を基準といたしまして、お手元の資料にもございしますが、時期別格差をこれは含んだ価格でございますので、時期別格差が一石当り二百四十円、平均一石当り百八十七円になるの、その九十二円を足しまして、その他包装代を勘定いたしましたので、そうして三等価格を出したのがここに書いてございします一万三千円というところでございます。従いましてこの一万三千円と申しますのは、玄米一石当り三等の値段でありまして、しかも複式

の俵込みの値段ということでございます。複式俵は、下に包装代といたしまして書いてございしますが、一俵当り七十円というところでございますので、一俵七十円分の包装代が入りまして、そうして玄米一石当り三等で一万三千円、こういふことになるわけでありまして、しかし時期別の格差がございまして、九月二十日までには売却したものに對しては千二百円の格差がございしますので、従つて売り渡し価格は一万一千三百四十円になるのでございます。それから十月十五日までに売り渡すものには六百四十の格差がございしますので、売り渡し価格は一万六千三百四十、十月三十一日までに売り渡すものは三百四十の格差がございしますので一万三千三百四十ということになりまして、十一月以降が一萬三千四十、こういうことになるわけでありまして、これはいづれも三等の価格でございます。そこで等級間の格差は、一等と二等は百二十四円五十銭、二等と三等は百八十七円五十銭、三等と四等は百八十七円五十銭、これはいづれも前年を踏襲いたしております。それから包装代といたしましては、二重俵が一俵当り九十円、複式俵が一俵当り七十円、かますが一かます当り八十円、平均一石当り百八十七円になるの、この包装代も前年を踏襲いたしております。

以上によりまして、ただいま価格の告示を目下事務的に手続を進めておるわけでございますが、ここに二、三日中には各等級別の詳細な価格の告示をいたす予定でございます。簡単にございしますが、以上で御説明を終わります。

○委員長(江田三郎君) 御質問ございましたら、どうぞ。

○森八三三君 こまかい計算は別として、大臣の御就任当時の、今後に対する農林行政の御方針として、農家の経営が経済的に安定する、そのために強く考へていただきたい、そのためには農林生産物の物価について考慮を払うという趣旨のお話がございしましたが、そこで今お話しした平均が一萬三千四百、御決定になったのは一萬六千四百、そういう御方針から採用していきまうとすると、生産費がこれでカバーされておるといふようにお考えになつておられますか。計算の方法はいろいろございしますが、その大體はお考えになつておられるかどうか。もしそうでないとしたら、その大方針をなして進めていくために、そういう具体的な事実が生ずるまいか、そういふために、今後どういふことをお考えになるのかという点をお伺いいたしたいと思ひます。

○國務大臣(河野一郎君) 実は米価の決定につきましては、御承知の通り、いろいろ御意見もございまして、特に生産費の調査、生産費のとり方等につきましては、これもいろいろ非常に難解でございます。御承知の通り、同じ生産費にいたしても、全国非常に高いものから非常に安いものまでございまして、これをどの程度におさめるか、一応八〇%までという御意見がございしたもので、八〇%までこれをおさめるにいたしました。その計算の基礎が非常に複雑でございます。私といたしましては今後米価の問題等について十分なる検討を加えなければならぬまい。たとへば米について一番私として考慮いたさなければならぬと思ひましたことは、この生産の一番もと

であります土地に対する問題であります。小作料を幾らに計算したらよろしいか、土地の売買代金を幾らにしたとしても非常にいろいろ考へ方がございしますので、これを一定に定めることもなかなかめんどうでございます。大體この辺のところにおさめて、そうして減税等の処置もこれに振り当てていけば、ますますこちらで一応行けるのではなからうか。もちろんこれには今後私といたしましては生産費の引き下げのためにあらゆる施策を講じなければいかぬというところは十分考へております。これはたびたび申し上げて恐縮でございますが、すぐ最近に問題になりまう肥料の価格の決定をもう数日のうちにいたさなければならぬのでございします。これにつきましては新聞等でも御承知の通り、肥料製造業者の方面におきましてはなかなか強い御意見があるようでございしますけれども、私といたしましてはこれの際どうしてもこれらの製造会社の諸君に御了解御協力をお願いして、相場の価格の引き下げに一つ持つていきたい。で、また肥料の製造業者には他の別途方法を講じて、これには安い資金の融通をするというふうなことにしまして、どうしても最大限の努力を初めとする肥料の価格は国際価格並みにはどうしても下げなけりやいけぬというところを強く私は念願する次第でございます。その他今問題になりました農薬、えき、農機具、これらのものにつきましても十分努力をして国会でも済みましてらば、さつそくこれらの点について検討をしなればならぬというふうに考へておるのでございします。何分税金の点

は割合に農村の負担が少いものでございしますから、しかも、これが、税金を減らすことによつて全部の農家の方々の負担の軽減になるという処置がとれないものでございしますから、税金の面について考へることはこれ以上は少し行き過ぎになるのじやなからうかというところも実は多少考へたものでございしますから、これから先はかかつて生産費の引き下げに重点を置いてやつていかなきゃならぬということを第一に考へるわけでございます。

第二といたしましては、米の価格をきめますことはもちろん一番大きな問題でございますが、これを他の一般の農産物の価格の平衡が一体どういふことになつておるかということについて再検討をして、農業政策をこの点に基礎を置く程度置くということに考へていかなければならぬのではなからうか。たとへば同じ農産物の中におきましても大蔵省関係の葉タバコの耕作者と同じ隔年に耕作いたしますサツマイモその他の収穫との間にあまりにかけ隔てがあるのではなからうかというふうなこと等も勘案いたしまして、政府の施策といたしましてはこれら全体の農作物を通じて一貫した一つの価格政策を決定いたしまして、それと他の行政処置とを取り入れてそこに農家経済の安定度を強めていくというところにしていかなければならぬからうかというふうに深く今回の米価の決定に當りまして反省をいたした次第でございます。従いまして早急にこれら農産物の価格について十分なる御検討をいたさる審議会なり調査会なりを内閣に置くことにいたしまして、一つ直ちに基本的にこの調査をしていただくことにいた

して参りたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○森八三三君　なお一つ伺いたしたいのは、閣議でこの価格が決定されます直後に新聞報道であります。予約買入れ制度は今年限りで三十二年産米からでありますか、米の統制は廃止をするという方向が閣議では相対に論議をされた。農林大臣談としてはそういうことは打ち消していらつしやいますか、そういう方向が一体どういう方向を示しておるか、これはこの予約買入れ制度というものが成功するか、成功せぬかということに私は非常に大きな関係をすると思うのです。ここで内地米はどうせ足りないので、早晩統制が廃止されるというふうなことであるといたしますれば、あえて今大臣のお話のように、一万六千円というものに何がしかの減税措置が講ぜられるといたしまして、農民諸君が要求している生産費には遠く及ばないのであります。といたしますれば、どうせ崩壊するであろう予約買入れ制度というものに協力する必要はないという感じがいたくのではないかと申すのですが、そういう点についての情勢についてお漏らしを願いたいと思ひます。

○国務大臣(河野一郎君)　お説ごもつともでございます。実は経過を申し上げますが、今日の閣議におきまして、こういう食糧の事態であればすみやかに統制を撤廃して自由販売の方向に行くべきであるという御意見の閣僚もおられました。で、いろいろ論議をされましたが、私としては、これはそういうことは非常に迷惑であ

る、そういうことを考えることは困る。と申しますのは、ただいまのお話もさることながら、たとえ統制を撤廃するにいたしましても軽々にできることではございません。これはただ簡単に、統制しているのだから法律なんなかでもって食糧法を廃止するといへばそれでよろしいのだというふうに考えられることは非常な間違いでございまして、そういうような閣議決定をされればどなたが農林大臣をなさるにしても、これならば驚きだらうと私は思ふのであります。これには非常な準備と一般の世論の支持がなければい

かんのでございまして、世論が果してそういうことを支持するかどうかということが私は先決問題だと思ふのであります。これらについて十分な検討と用意を加えずして、ただ一方的に政府がこれをきめるといふような軽々なことはすべきでないというように私は考へておりました。その当日も閣議において絶対的でないことは困るということの私も強い意見を述べた一人でございます。閣議におきましてはそういう意見の人があつたことはあつたのでございまして、政府の方針といたしましては当日発表いたしました通りに、そういう自由販売にするとか、統制を明年度から撤廃するとかいうようなことは絶対にきめておりません。そうでなくて、今私が申し上げましたような線で、いずれにしても、今日この予約買付制度を実行して参ります上におきまして、一番私は大きく考えなければならぬ問題は、この価格は一体これでいいか悪いかということ、同時にその価格で買入れて、これを消費者に今日の値段で売って参ります

た際に、食糧会計の会計がどういうことになるかという、この二点であると思ふのであります。これをこのまま推進して参りますれば、一般会計からどのくらい明年度においては資金を繰り入れなければならぬか、それだけの経費を繰り入れなければならぬか、それをおかつ今日の買入れ価格をさらに上回るとか、今日の価格のまま置くとか、ないしは今申し上げましたように売り渡し価格を現状のまま十分の検討を加える必要がある。これはもちろん政府の方針として、今の物価体系をこのまま推進して、そして配給価格を今日以上には上げないというところにおいては、当然一般会計から繰り入れを二百億するか、三百億になりますか繰り入れをいたさなければならぬかと私は思ひました。そういう繰り入れをして、そしてこの制度を続けていくかいかぬかというところが国家全体の経済から見て一体どうなのか、この制度と申しますのは今言う通り物価体系でござい

す、これが一体どうなっていくかという問題については根本的に考えなければいけないというところは私は考へておりますが、しかしそれであるからといって、それがだめだから直ちに統制を撤廃するのだという議論に飛躍してなすべきものではないというところは先ほども申し上げました通り、統制を撤廃いたしますには用意と、それから政府としての準備がもちろん要ります。御承知の通り相当の持ち越し米も持ちまして、そして政府の保有量を相当に多くいたしまして、一般国民諸君の不安

感をなくするようにしなければならぬことも大事でございまして、出来秋におけるところの農協の実力を強めまして、これによって一度に米が出回らないようにしようとする準備も必要でございまして、その他あらゆる面において用意が必要であります。いかに準備行為が政府でできましても、各御家庭の主婦の方に必要が起りまして、一時的な買入れだめをされたいというふうなことになるれば、政府の処置は幾らこれに対応しようとしても対応できるものではないと私は思ひます。これが第三点であります。

さらに現在のこの八日間の配給に対して非常に大きくこれが家計の上に影響しておられる階層の諸君に対しては、どういふふうな将来政府は考へていかなければならぬかというところについての施策も十分にやらなければならぬと思ふのであります。これら諸般の点について一切の準備が完了したか、これは、私は今の統制をはずすということはできないと思ひます。従いまして、ございまして、今申し上げますような、食糧会計を中心にして経理的に基本的な調査検討をするということと、自由販売に移行するための確信を得るということとの間には、相当の懸隔があるというふうには御了解を願いたいと思ふのでございまして、今の制度について十分な検討を加えるといへば、ただちにそれが次のページでは、自由販売であるということになつていくべきものではないというふうな考へておるものでございまして、この点は御了解をいただきたいと思ふのであります。

○委員長(江田三郎君)　ちよつと私大臣にお尋ねしますが、先ほどおつしやいました、他の農産物を通じた一貫した価格政策を検討されるために審議会や調査会を設けられるという場合には、今度の米価の決定に当りまして一つの価格をはき出す方式があつたのですが、それを再検討するということなんですが、いかがですか。今度の米価を決定する方式に他のものも合せていくということなんですが、いかがですか、その点はどちらでございまして。

○国務大臣(河野一郎君)　お説の通り、大体わが国の現在おられます権威ある方々の御調査によりまして、一定中間的に御報告を得た価格算定方式が先般出たわけでございまして。ただ、方式としては、ある程度のものが出たのでございまして、けれども、これの中に、計算の基礎になるべき数字が、一定したものがまだ出ていない点があるというところでございまして、これらについても十分な裏づけをしていかなければならぬというふうに私は考へておるわけでございまして。従いまして、それらについてももちろん検討を進めていかなければならぬと申すことが第一点、さらに、それによって検討を進めていく、すなわち農産物の価格を、生産費を基準にしてすべての農産物について十分なる検討を加えて、これを基礎にしてわが国の農業政策は進めていくのでなければいけなからうというふうな私考もございます。これらを価格政策のある程度の要素に置きまして、たとえて申しますれば、一方においてタバコの耕作地については非常に耕作の要求が多い、むしろこれを押えるのに困るような状態である。しかる

に、一方においては、あまり収益の少ないものについては、これは耕作を忌避する傾向が漸次出てくることは当然でございます。というより、なにかとございいますから、これらの価格政策面において一貫性を持つていくことがどうして必要だというふうに考えるのでございいます。ここに、私はなお御議論が出るというわけから、つけ加えて申しますけれども、そういう審議会等を通しまして、ある程度の成案を得ましたならば、その成案を基礎にして、米価審議会でありまうとか、ないしは米価安定の基礎になります価格決定の方式でありますとか、あるいは、麦についてはパリティで定めることになつて来るというやうな事等々について、も、来たるべき国会において法律の改正等も必要があればそのときにして、そうしていくことがいいんじゃないかというふうに私は考えておるわけでありまう。

○委員長(江田三郎君) そうすると、くどいようですが、基調になるのは生産費を補償する、こういう建前でありまうか。

○国務大臣(河野一郎君) それは、農業政策の基本をそこに置いていかなければならぬかと私は考えておるものであります。ただ、生産費を補償することと思ひますが、これも当然御承知のことと思ひますが、先般も問題になりましたように、八〇%どころか、七五%どころか、一〇〇%どころかというところになるのでございまいしょうが、一応八〇%を妥当というところになつておりますが、これらにつきましても十分御検討をいただきますして、何の種類については何%、何の作物については何

何%というやうなことが出るかもしれないが、いづれにしても、専門家の諸君の御意見を十分承りまして、そうしてわが国の農業政策の基調をここに置いていくというところをすることが妥当ではないか、そうしてこの価格政策で、生産費補償主義によつて、これから逸脱する面については保護助成の政策をこれに加えていくというやうなふうな農業政策を持つていつたらどんなものだろうかと思ひます。私は内心考えておるわけでございます。

○委員長(江田三郎君) もう一つお尋ねしますが、今度の決定されました価格につきましては、私個人としましては別に意見を持つてわけですが、ただそれが妥当かどうかというところは別問題にしまして、一応お聞きしておきたいのは、本年度の作況がどういうことになるかわかりませんが、かりに生産費を見られるときに、指数として、データとして取り上げられまして予想収穫量をこえた収穫量のときにはどうされるのか、それから減収になつた場合にはどうされるのかということが第一点、それから集荷量が予定に達しなかつた場合には、一家庭配給といふものはどういう措置をとられるのか。それから第三点は、集荷量が予定をこえて申し込みがあつた場合には、食糧としては無制限にお受けになるか、そうしてそのときに、集荷量が予定以上になるといふことは、一つは収獲が非常にふえたといふことが前提になると思ひますが、そういうふうな収獲がふえても、現在の価格をもつて無制限に食糧の方で買い上げをなさるのかどうか。そうして集荷の予定量をこえた集荷量というものがかりにできた場合に

は、それは家庭配給の分をふやすことにお使いになるのか、あるいは備蓄というやうな面にお使いになるのか、そういう点についてはどうお考えになっておりますか、お聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(河野一郎君) 大体現在予定しておりますのは、平年作を対象にして二千三百五十万石を予定しておるわけでございます。これはあまりそういうことは考えたくないものでございまいけれども、予約には予約の前渡金を差し上げるわけでございますから、豊作を見越して非常に予約の申し出が多というやうな一実際に買います場合は別でございますけれども、この際は一応二千三百五十万石を目途として予約をして参るといふことにして参りたいと思つて参るといふことです。そこで、現実に出来秋になりまして豊作でありました場合、減収でありました場合におきましては、その集荷の面から申しますと、補正を——法律上の補正は減収の際でございまいけれども、常識的に考えまして、豊作の場合に、何%の豊作であるから当然このくらゐに補正するのが当りまじやないか、ないしはまたこれだけの申し込みがあればその申し込みに對してはこれを買ひのが当りまじやないか、またできるだけ余計買ひのが当りまじやないかといふことは、豊作の事態が起りました際には今申し上げましたやうな考えのものとにやつて参ります。減収の際には、もちろん予約はしてありまして、これは補正をいたしまして、この減収に對してその集荷量を減らして契約をもう一ぺんし直すといふことにすることが當然だと、こういうふうに考えてお

るわけでありまう。豊作であつた場合には、それでは買ひ入れ価格は同じにやるかといふことでございまいすが、これは今さしあたつてこれを変えてするといふやうなことは全然考へておりませんけれども……まあ誤解が起るといけませんから、要らざる言葉をつけ加えますと、またそこへ行つて変なことにするやうなやうなやうなやうなとられるといけませんから、私としては変えて買ひといふやうなことは考へておりません。今申し上げますやうに……。

○委員長(江田三郎君) 予定量以上に集まつた場合……。

○国務大臣(河野一郎君) 予定量以上に集まつた場合には、これは備蓄の方にある程度は回すこともいいでございまいし、それから家庭配給をふやすといふこともいいでございまいし、別に一括した方針を持つておりません。

○小林孝平君 三点お尋ねいたしますが、第一点は前にもお尋ねいたしましたけれども、予約の数量が二千三百五十万石に達しなかつた場合はどうされるのか、これは農林大臣は達することをお断りしてやると言われますけれども、實際問題として達しなかつた場合はどうされるかといふことが第一点、第二点は……まあ第一点から一つ。

○国務大臣(河野一郎君) これは非常に天候にも恵まれまして、達しないといふやうなことはちよつと想定ができないうわけでございますが、私は、御承知の通り、こんな少い集荷の熱意ではだめじゃないか、もつとなせ余計に考えないかといふおしかりを受けるくらいじゃないかと実は思つてござい

まして、二千三百五十万石という数字は、現在予約は当然この数字は満額になる、またそれだけの御協力は願えるものと確信いたしておるわけでありまう。

○小林孝平君 それでは、またお尋ねいたしますが、次は今度のきまりました米価は、必ずしも生産者の納得する価格でなかつた、そこで減税と、今後生産費を引き下げるやうな措置を講ずる、こういうお話なんです。そこで今回石当り千四十円、この減税は昨年と比べて具体的に供出農家の減税額はどれだけ低くなつたか、具体的にどれだけ低くなつたか。

○国務大臣(河野一郎君) 千四百円でございまいすが、そこでこの昨年の分は一応意見がございまして、算定が非常に困難でございまいすが、大蔵当局の意見をそのまゝ採用いたしますと、大体八百円ぐらいになる、ちよつとそれ事務当局から明瞭に説明いたさせます。

○政府委員(清井正君) ただいまの、ちよつと私まだ大蔵省とこまかい点について相談中でございますので、後ほどまたいろいろ御訂正を申し上げなければならぬことになるかも知れませんので、その点はあらかじめ御了承おき願ひたいと思ひますが、今までは、いわゆる奨励金についてこれを取

益に算入しないといふことで参つて来たことは御承知の通りであります。そこで、従来は早場奨励金なり、超過供出奨励金なりが結局経費と申しますか、所得に算入しないといふことでいたして参つて来ておるのであります。そこで昨年の実績という点について

は、それは家庭配給の分をふやすことにお使いになるのか、あるいは備蓄というやうな面にお使いになるのか、そういう点についてはどうお考えになっておりますか、お聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(河野一郎君) 大体現在予定しておりますのは、平年作を対象にして二千三百五十万石を予定しておるわけでございます。これはあまりそういうことは考えたくないものでございまいけれども、予約には予約の前渡金を差し上げるわけでございますから、豊作を見越して非常に予約の申し出が多というやうな一実際に買います場合は別でございますけれども、この際は一応二千三百五十万石を目途として予約をして参るといふことにして参りたいと思つて参るといふことです。そこで、現実に出来秋になりまして豊作でありました場合、減収でありました場合におきましては、その集荷の面から申しますと、補正を——法律上の補正は減収の際でございまいけれども、常識的に考えまして、豊作の場合に、何%の豊作であるから当然このくらゐに補正するのが当りまじやないか、ないしはまたこれだけの申し込みがあればその申し込みに對してはこれを買ひのが当りまじやないか、またできるだけ余計買ひのが当りまじやないかといふことは、豊作の事態が起りました際には今申し上げましたやうな考えのものとにやつて参ります。減収の際には、もちろん予約はしてありまして、これは補正をいたしまして、この減収に對してその集荷量を減らして契約をもう一ぺんし直すといふことにすることが當然だと、こういうふうに考えてお

るわけでありまう。豊作であつた場合には、それでは買ひ入れ価格は同じにやるかといふことでございまいすが、これは今さしあたつてこれを変えてするといふやうなことは全然考へておりませんけれども……まあ誤解が起るといけませんから、要らざる言葉をつけ加えますと、またそこへ行つて変なことにするやうなやうなやうなとられるといけませんから、私としては変えて買ひといふやうなことは考へておりません。今申し上げますやうに……。

○委員長(江田三郎君) 予定量以上に集まつた場合……。

○国務大臣(河野一郎君) 予定量以上に集まつた場合には、これは備蓄の方にある程度は回すこともいいでございまいし、それから家庭配給をふやすといふこともいいでございまいし、別に一括した方針を持つておりません。

○小林孝平君 三点お尋ねいたしますが、第一点は前にもお尋ねいたしましたけれども、予約の数量が二千三百五十万石に達しなかつた場合はどうされるのか、これは農林大臣は達することをお断りしてやると言われますけれども、實際問題として達しなかつた場合はどうされるかといふことが第一点、第二点は……まあ第一点から一つ。

○国務大臣(河野一郎君) これは非常に天候にも恵まれまして、達しないといふやうなことはちよつと想定ができないうわけでございますが、私は、御承知の通り、こんな少い集荷の熱意ではだめじゃないか、もつとなせ余計に考えないかといふおしかりを受けるくらいじゃないかと実は思つてござい

まして、二千三百五十万石という数字は、現在予約は当然この数字は満額になる、またそれだけの御協力は願えるものと確信いたしておるわけでありまう。

は、はつきりこのくらの金額だった
というのをちよつと申し上げかねま
すが、一応計算の基礎としていたし
ておりますのは、いわゆる昨年の価格が
九千二百四十円でございまして、それ
と、包装代等を考へてみますとい
うと、大体昨年の価格の基礎を九千
九百四十円と考へました。そこで今年
の予算米価、予算上計上いたしました米
価が九千七百三十九円でございますか
ら、その差額をかりにとつてみますと
五百四十円という金額になるわけであ
ります。しかしこれはあくまでも予算
上の価格と、昨年の基本米価との差額
がそういう計算だということでありま
して、具体的に農家が平均どのくらい
減税になつておつたかということは、
ちよつとなかなか算定は今すぐに申し
上げかねるのであります。一応計算と
いたしましては、予算上の米価と、昨
年の基本米価と比較しますと、差額が
五百四十円ある、でその五百四十円が
昨年の奨励金に相当する分ではないか
と、こゝろにふり一応考へておりま
す。なお五百四十円につきましては、
これは単なる奨励金の差額でございま
すから、今度は御承知の通り奨励金よ
りほかに自家保有米も値上するわけ
でございまして、自家保有米も販売米と同
じように評価されますから、従つて自
家保有率によつてこれを算定しかねな
ければならぬ問題があるのでありま
す。それを算定いたしますといふ
と、算定の方法にいろいろございま
すが、そこで八百円の計算なり、千円
の計算なりといふことになるかと思
います。その率等におきましては事務的
にまだ打ち合せいたしておりますので、
はつきり申し上げかねるのであり

ます。一応差額は五百四十円といふこ
とであります。

ばならないようになるかもしれない、
こゝろのしやつたんですけれども、そ
れは今回のこの米価の値上げによつて
の赤字は食糧特別会計の中でやりくり
するのになつてつじつまがあつてお
るはずで、そこで今おしやつたよ
うに二百億なり三百億なり赤字が出
て、繰り入れをしなければならぬとい
う原因はどこから出てくるのか。

○小林孝平君 これは詳しく数字をお
聞きしなければわかんのですけれど
も、具体的にこの価格がきまつて、あ
の百円は米価審議会の答申を尊重し
て百円を上げた、あとは減税でもつて
まかなう、こゝろのことを言われてお
るのでありますから、農家としては一
体具体的に税金はどういうふうになる
のか、一戸当り一体昨年と比較してど
れだけ安くなるのかといふことを知り
たいと思つております。その数字をお聞か
せ願ひたい。

平均してみたらよろしいかといふこと
もなかなか困難でございますが、少し
甘いかもしれませんが、二割と押える
といふこととして逆算して参りまし
て、まあ大体千四百円控除する、これ
で二百六十円ぐらゐの米価に影響があ
るのじやないかといふ計算をして実
今の千四百円と計算したわけではござ
います。そういうことで、まあはなはだ
答弁要領得ませんが、実は去年の分が
はつきり明瞭に出ておりませんもので
すから、そういうわけでございます。

○国務大臣(河野一郎君) まだ肥料の
値下げの結論も出ませんから、一戸当
り、もしくは一石当りの計算はいとし
ておりません。おりませんが、たと
て申しますれば今回の米価の決定に当
りまして、予算米価に比べて財源措置
は九十六億、約百億でございます。こ
れで非常に大蔵省との間にいろいろ論
議もし、議論もしたわけでございます
が、私は肥料の値下げを今想定いたし
ております。確安において大体二十円
といふことにいたしますれば、これに
つれて過燐酸についても相当の値下げ
ができるのじやないかと、さらにま
たこれを使つてやりまする配合化肥
料等を全般的に考へて参りまして、今
年の春の肥料が全体で大体ます私は大
ざつぱに三十億ぐらゐの値下りと計算
しております。今お話の通り、確安は
一番値下げの数字が、業界の反対が強
うございまして、所期の目的通り参り
ませんでしたが、カリや過燐酸、石灰
窒素等は相当の効果を表は上げたので
ございまして、従つて今後肥料、飼料こ
れら農薬、農機具等を考へて、少く
も米穀年度の決定までの間には何と
か、今年この米価でもめた程度のもの
は生産資材の方で値下げをするよ
うに努力して、いかなければならぬのじやな
かろうか、こゝろ大ざつぱに見当をつ
けておるわけでありまして。

○小林孝平君 もう一点、先ほど農林
大臣のお話のうちに、食糧特別会計は
このまま行けば来年度一般会計から二
百億なり三百億の繰り入れをしなければ

○国務大臣(河野一郎君) そいふこ
とで不明瞭な点がありますので、私と
いたしましては今年には減税の方向を
はつきりわかるように一戸当り千四百
円減税する、控除するといふことに
はつきりしたわけでありまして。ところ
が昨年までは、今申し上げますよう
にわからぬのですよ、大体の見当は
八百円になつてゐるだらうといふよう
なことでもあります、どうもその奨
励金と、これとこれだけは減税するの
だといふことになつておつたのです
が、さてそれも昨年の済んでしまつ
て、今日大蔵省といふ話合つて
みますと、今事務当局から御説明申
し上げますように、よく出てこないとい
ふことで、何か私も非常にむずかし
い話でわかりかねるのですが、一応私
の頭の中には昨年度の分は八百円だつ
た、そこで今年には千四百円にして、そ
うしてつまずける、なぜ千四百円とい
ふ数字をつたつたと申しますと、一
応これも減税につきましては一割五分
ないし二割五分の税率がある、そい
ふことになりまして、これを幾らに

れだけ影響してくるのか、こまかいこ
とはわかりませんが、大ざつぱ
でよろしゅうございしますが、大体どの
程度を目安にしておられるのか。

○国務大臣(河野一郎君) たゞ今
年度にしましては百億のイン
フレーションをくずすようになってお
ります。こゝろに想定いたします分としまして
も最小限度ます百四、五十億は来年度
においては考へなければならぬのじや
なからうか、こゝろ思つてござい
ます。現在の食糧制度を、今こゝろに
ふりにいたしました、これを制度の
上におきまして厳密に考へて参りま
す際に、前回にも申し上げました通り、
この食糧特別会計自身について十分
なる御検討を願ひなければならぬとい
ふのであります。たとへば今残され
た問題として、黄変米の処分でありま
すとか、いろいろさういふようなもの
の処置を済ますとかいふようなことを
して、一ぺん一つ各位の御協力によつ
て全部立て直してみたらどうだらうか
と実は私内心期待いたしておるわけ
でございまして、さういふふうにして参
りました際に、当然事務費であります
か、金利、倉敷でありますとかいふよ
うなものは、これを一般会計から補
うることが正しいじやないかといふよ
うな議論を私はして決して間違ひでな
いと思つておるのであります。それ
これあらゆる角度から検討いたしまし

た際に相当の問題が出てくるだろう。これは、従来御承知の通りインフレ時代に、物価高騰時代に食糧自身が数億億の黒字会計であつた、財産を持つておつたもので、それを順次なくすに使用して参りまして、昨年で、よりやく二十九年度でそれがすつかりなくなつて、今年度で三十億の赤字の繰り越しになつておるといふことで、これが明年度以降にはどうしても基本的にそういうことをやらなければならぬと考へておられるというふうなことを想定して実は申し上げたわけでありました。

○小林孝平君 そうしますと、この予算を編成する初めからもう相当の、百四、五十億の赤字が出るというのを予想されておつたのですから、これはそういうふうな予算の当初から繰り入れを計上するのが当然ではなかつたかと思ふのです。これは長官からお答へ願つていいのですけれども、そういうふうな考へるのが至当じゃないかと思ふのです。

○国務大臣(河野一郎君) 一般会計から繰り入れる。と同じようなことは会計法上のことはしつうとよくわかりませんが、例のインベントリーが百億食糧会計にあつたもので、このインベントリーの百億を引き当てにいたしました予算が組んであるわけでございます。そこで前年度の赤字の三十何億に今年赤字になると予算編成當時に想定されました六十何億、約七十億を加えて、この今のインベントリーの百億に見合つて予算が組んである、こういうことでございますから、赤字ではないので、一方において財産をつぶして、まずことはこれで

一ぱいにいけるといふ予算を組んだわけでございます。

○委員長(江田三郎君) なお集荷問題、米価問題についてはまだいろいろ御意見があると思ひますが、この問題につきましましては、かねて当委員会が政令を早く出してもらうことをたびたび政府に申し入れておられるわけでございます、いづれ近く政令が出ると思ひますからして、そのときにもう一度議題にいたしたいと思ひます。

本日は農林大臣のおられます間に、一つ、水害の件を議題にいたします。

最近の東北、北海道及び九州の水害に關しまして、東北地方につきましては、特に当委員会から白井委員その他現地調査を行ひまして、七月八日の委員会でお報告を受けたのであります。その後、北海道の水害があり、これらの水害の状況なり、その復旧救済等に対しては政府としてどうお考へになつておられるのか、大臣から承わりたいと思ひます。

○国務大臣(河野一郎君) 東北、北海道の水害につきましては、東北の方につきましては、大体的な調査も済みまして今鋭意これらに對して、つなぎ資金でありますとか、営農資金でありますとかいふものについて関係当局との間に交渉中でございます。北海道のものにつきましては、全部調査がまだそろつておりません点もござりますので、しかし調査の参つておりますものにつきましては、東北同様鋭意時期のおくれのないようになければいかぬといふこととで、実は調査に派遣いたしました者がまだ帰つてこないというものもござりますので、これらを取り急いでやつ

ていきたい、こういうふうな考へて、今せつかく係官を督促中でございます。

○委員長(江田三郎君) 御質問ありませんか。

○東隆君 これは単につなぎ資金その他の方法によつてやるのではなく、新しく法律その他を作られる御意思があるかどうか、御質問したい。

○国務大臣(河野一郎君) 調査が間に合えば、なるべく間に合うように今申し上げたようにするつもりであります。が、間に合いますれば、先般出しました法律を改正して、そうして法律適用によつて補助していく、もし間に合いません場合には、両院の委員会の御了解を得まして行政措置でやつていきたい、こういうふうな考へております。

○委員長(江田三郎君) ちょっとお尋ねしますが政府として今お考へになつておられるのは融資、あるいはつなぎ資金の措置だけでございますか。いろいろこの東北地方にいたしましても、せつかく植えた苗がむだになつてしまつておられるということがありますが、そういうこの救済措置については具体的にどういふことをお考へになつておられますか。

○国務大臣(河野一郎君) 営農資金は、今お話の点についてはむしろ考へておるわけでございます。ただそのほかのものは被害の調査をすつかり済ましてみませんと、具体的に出来ぬものでありますから、その済みました上程度によつて考へて行きたい、こういうふうな考へております。

○東隆君 北海道の場合に御承知のようにもう作付も済んでおる。そうしてだ

いふ進行した過程においてやられた。御承知のように一毛作でありまして、そのあとに植えかえをするということももちろんできませんし、それから早くに代作を考へてもあまりいいものがない。従つて今年度の問題は非常に大きな問題になつてくると思ひます。

従つて前の法律よりも広汎な方面にこれは伸びて行かなければならぬものじゃないかと、こういうふうな考へておられますが、そういうものも当然あとから出て参ると思ひますから、少しお考へをもう少し進めておいてもらいたい、こう思ふのであります。

○白井勇君 大臣にちよつとお伺ひしますが、この間私東北を歩いたのですが、県の財政も赤字であり、町村も赤字であり、農業団体の取支関係も全くなつていないという格好で、たとえば水害のあとにすぐ共同して防除をやればいいというふうなことはわかつておりました。これは農家の補助がないことははっきりしておるのですね。農林省に聞くと、何とかしなけれ

ばならぬものだからというふうな程度のことでは事務局が言うらしいのですけれども、それ以上の保証はないもので、それから、従来のように補助があるのだから一つ一切やつてしまおうじゃないか、こういうふうな臨機措置といふものができないのです。ですからやはりこういう場合は少し農林省も腹を据えて、これはとにかく補助は何とかするから、この際適切な措置をやれといふような臨機措置といふものは、どうもほしいものだと思ひます。これはどうですかね。

○国務大臣(河野一郎君) 御趣旨よくわかるわけでございますが、さつそく

相談いたしましたして善処するようにいたしたいと思ひます。

○白井勇君 もう一つ、今のお話のつなぎ融資といふものは具体的にいつごろ出る格好になるのか。話によりますと、農林省なり建設省なり、いろいろ方面の調査も整わないし、県から書類が出るのを待つておられるのだ、結局書類が早く出なければいかぬといふことになりませんか、具体的にいつごろどういふような格好になるのか。

○国務大臣(河野一郎君) どうもやはり県から出て参りませんとよくないのですが、今は秋田県だけ出ておられますが、ほかはまだ出ていないわけですが、十分督促いたしまして出て来ればすぐやります。現に一部話を進めておる県もあるわけでございますから、十分督促をいたしまして、これは遅れたらあまり効果はないのですから急いでやるようにいたします。

○白井勇君 もう一つ、これは私のお願いですが、現地を見ますと、水引きが非常に早く、あつた措置さへうまく行きました。天候がこの調子でありますれば相当回復するところがあると思ひますから、災害を受けたところが相当ひどいところが多い。流失、埋没、御承知の通り畑地は別といたしましても、埋没したような田になりますと、代作なんです、これから種子のことをよく言ひますけれども、現実の問題として、どういふ種子が入つてき

はないわけですね。そうしますと、結局秋までの食の扶持が多少ありまして、現金収入の道は全然ないといふこととで、すなわち、これの引きかえに何とか局部的の小さいものでもいい

から土地改良に何かのものをすぐ起していただいて、そうしてやはり農民が食いつながりできるような臨時収入が得られる道をまず手つとり早く考えていただかなければならぬ。これが民生を安定させる唯一の道じゃないかと私は思いますが、そういうことを一つ御承知願いたいと思います。

○委員長(江田三郎君) それからこの問題につきましては、まだ災害地からの報告が、今のお話では出てきていないようでありまして、政府の方でも一つ奮勵をされて、早急にこの報告をとられまして、何にいたしまして法律改正でやっていた方が無難でありまして、つなぎ融資等のことはいろいろまたあとで問題にもなりますからして、早急に報告をとって、融資の措置及びたばい白井委員なり、東委員等からお話がありました救済措置につきましても、早急に措置をとっていただきたいと思つてます。そういうものもいざ出で参りましょうから、そのときになお審議を続けたいと思つてます。

○委員長(江田三郎君) 最後に、ちよつと時間が遅くなって恐縮ですが、もう一件だけ御審議願いたいと思つておりますが、それは中央卸売市場法の件でございます。現行中央卸売市場法は大正十二年に制定されたものでありまして、社会経済事情の一変した今日において、実情に即応して根本的な改訂を加えなければならぬということ、農林省は本年度新たに経費予算約二十万圓をもつて審議会を設け、中央卸売市場法の改正調査に着手することになつておるのであります。そこで今日

市場取引の適正を期する上において特に大きな弊害が二つあります。それは市場設備の狭隘不備という点と、取引の中心である卸売人の乱立という点とであります。第一の市場施設の整備につきましては、本年度一般会計予算において数千万圓の補助金が計上されておりますが、第二の卸売人の乱立の是正に關しましては、一昨昭和二十八年十一月に、農林省農林経済局長及び水産庁長官の連名をもつて、市場の開設者たる関係都市及び関係府県知事あてに中央卸売市場の卸売人の整備統合についての通牒を行なつて、卸売人の自主的な整備を勧奨して来たのであります。かような措置を契機にいたしまして開設者及び産地地主等からの要望もあつて、市場取引を明瞭化し、かつ無用な経費を節減するために、各市場の卸売人の間において自主的な整備統合をしようという機運が熱し、特に大阪市の中央卸売市場の卸売人は、当局の勧奨に従つて統制を完了して新らしい会社によつて業務を開始する運びとなつたのであります。しかるに公正取引委員会は、右の統合に対して、統合後の二社の営業規模の格差が大き過ぎる等の理由によつて反対を表明して、せつかつの統合計画も挫折するのやむなきに至つて混乱を起しておるやうでありますから、本日はこの問題を議題にして、関係当局の説明を聞き、なおこの問題の取扱い方を協議いたしたいと思つてます。

大體農林省当局の方針はただいま私が申しましたようなことだと思つてますので、違つた点があれば農林省当局から御説明願ひ、そして公正取引委員会の方では、これをどうお考えになつて

ているかの説明をお聞きしたいと思つてます。

○政府委員(大坪藤市君) 中央卸売市場の整備、卸売人の整備統合の問題につきましては、ただいま委員長よりお話がありました通りに、昭和二十八年に、現在各市場によりましては非常に乱立をいたしておりまして、これが手数料の高い原因ともなつておられます。ばかりでなく、出荷者並びに消費者に迷惑をかけておるような事実も往々にして散見されますので、これをできるだけ統合してほしい。しかしながら、これはあくまで民主的な、自主的な方針によつてやつていただきたい。こういうような方針で私どももいたしまして通牒を發しまして、業界の協力を得ておつた次第であるのであります。幸い大阪におかれましては、その点につきまして、私どもの大體の意を了とされまして統合の方針に向かれたのであります。結果と申しますか、やり方が一社対七社ということになりまして、七社の実績が八割五分であり、一社の実績が一分五分であるという非常な格差が生じましたので、公正取引委員会としては、公正取引法の精神から見て、これはおもしろくない、こういうような結果に相なつたのであります。もちろん公取法の精神につきましての有権的な解釈をいたしましては、委員会がこれを決定するのであります。私どももいたしましては、これは何とも仕方がない問題であると思つております。しかしながら、公取委員会におかれましては、統合自体につきましては、大體私どもの御意見と一緒と私も拝聴いたしておるのであります。たまた

ま非常にそこに格差が生まれましたので、委員会としては、これは現在の実情から照し合せておもしろくない、こういうような結果に相なつた、かように存じております。大體の経過を御報告いたします。

○委員長(江田三郎君) 次に、公正取引委員会経済部長。

○説明員(坂根哲夫君) 私、公正取引委員会の経済部長であります。ただいま農林省の経済局長から御説明がありましたように、私どももいたしましては、大阪青果卸売市場の合併に對しましては、青果市場における卸売会社が相当多数にありまして、これが過當競争の結果、いろいろ問題が出ておるといふことは十分承知しておりました。これが整備統合されるということにつきましては、全然異論はないのであります。したが、ときたま大阪の場合におきましては、ただいま経済局長が私どもの方の結論を述べられましたけれども、一社対七社で、その取引量が八五%と一五%になるということ、現在の独禁法の十五条によりまして合併の結果が一定の取引部門における競争を実質的に制限するおそれがあるといふような点からいたしまして、一応反対せざるを得なかつた実情でございます。なおこの機会にごく簡単であります。が、申し上げますと、この問題は昨年の暮に農林省からわれわれの方にこういう問題があるから研究してほしいという御連絡がありました。本年の二月十八日に、大阪の青果卸売会社の代理弁護人から、青果卸売会社の統合に關する内審査の申し出がありました。その後われわれの方で担当の者が集まりまして協議いたしました結果、四月七日

の委員会において、どうも好ましくない、この合併は独禁法上困るといふことで、代理弁護人を通じて向うに通知をしたのであります。その後多少その間の連絡の不十分であつたせいもありまして、多少大阪側でいろいろまだ認められるじやないかといふような動きもございました。それから、六月の初めに、もう一回委員会を開きまして、ただいま申し上げましたような趣旨で、この合併に一応の反対を表明した次第であります。

○清澤俊英君 今の説明を聞いておりますと、統合会社を作ろうとした、これに對して公取委員会の方では統一することはいかぬといふのか、中央卸売市場法を出して行こうとするのことに對して、その統一はいかぬ、こう言われるのか、一つのものでしょうか、どうなんですか。

○説明員(坂根哲夫君) ただいまの御質問の趣旨は、ちよつと私了解いたしかねますが、私どもの見解をいたしましては、市場の整備統合ということについては、独占禁止法上から何らの異議を差しはさんでおるわけではございませんで、ただ大阪の場合におきまして合併の仕方につきまして、独占禁止法上問題があると、こういう解釈でございます。

○青山正一君 農林当局にお伺ひいたしたいのですが、この問題は公正取引委員会に十分連絡があつたのですかどうですか、その点についてお伺ひいたしたい。

○政府委員(大坪藤市君) ただいまもお話がありましたように、市場が亂立いたしておりました。しかもこれを自主的に統合するといふ根本的な方針

につきましても、公取委員会といたしましては、これは異論ないのである。たまたま大阪の問題につきましても、大阪に、私どもの大体の方針に従いまして、こういうような統合の方針があるのを研究してもらいたいということ、を、昨年の暮れに私どもの方が公取委員会に申し入れをいたしましたことは、ただいま経済部長からお話しがありました通りでございます。その後公取委員会と教次、だんだん問題が具体化したのであります。同時に、折衝を重ねたのであります。その間約半年間近くも要しまして、最終の結論といたしまして、思わしくない、というふうな結論に相なった次第でございます。

○青山正一君 農林省のいわゆる考え方が、公取の方の委員会にいかにも単一というふうな感じがその当座、あるいは今までの行き方がそういう点にあるのじゃないかと思うのですが、そういう点は今までなかったのですか、どうですか、その点もお伺いしたいと思います。

○政府委員(大坪藤市君) 御売の単一あるいは複数という問題につきましても、全然私どもといたしましては、この問題につきましても根本的にどうするかというところは考えておりません。この問題の最終決定は今後御承知のように市場の取引に關する協議会を設けまして検討したいと、かように考えておるのであります。それまではこの問題につきましても、私どもといたしまして結論を得ていないのであります。ただ自主的にいわゆる業者がお互いの納得づくによりまして、できれば統合するというところにつきましても、これは市場という性質から私ども

としてもこれは望ましいことではないか。また市場々々によりましていろいろな事情もありますので、これがある一般的な問題といたしまして単数にするとか、複数にするとかという問題は、これは全然今後の問題として検討したいと、かように考えます。

○青山正一君 公取さんにお伺いしたのですが、先ほど農林省にお伺いしたような感じをあなた側は受け取らなかったかどうか。もう一つは、この委員会のそういう問題の決定は、たとえば多数決によつてきめるわけなんですか、それとも一人でも反対があればそれは御破算になるのですか、その決定によらないのですか、その点についてお伺いしたい。

○説明員(坂根哲夫君) ただいまの第一点の問題ですが、これは農林省と昨年の暮れから四月くらいにいろいろ御折衝申し上げました感じ、こうしますと、農林省の方の私どもが得た印象から言いますと、単数論に踏み切るというふうな御意思はないようで、非常にその辺はむしろ問題だ。それは今後検討を要する問題だというふうに私は印象を受けたのであります。それから第二点の委員会の決定方法は、これは独占禁止法の法律の中に規定がありました。もし反対者がありますれば、それは少数意見が付記するというふうになつておると私は考えます。

○青山正一君 どちらにしましても非常に厄介な問題なんです。この統制撤廃後にはほとんど自由競争時代が生まれてきた。そこでほとんど荷受機関あるいは御売機関というものは非常にタケノコが乱立するようになつて、

なつておりますところの単数とか、あるいは複数とかいうような言葉はあまり使いたくないのです。はっきり言えは魚の面もあろう、あるいは青物の面もあろう、少くとも日本のいわゆる漁獲量とか、あるいは農作物の半額以上を六大都市にまかすという、こういった市場は、これは公共的な色彩を帯びなければならぬ、そういう観点から言へば、現在の中央市場法は幾多これは改正しなければならぬ問題が相当あると思う。しかし究極の問題はただいまいろいろ問題になつておりますところのこの農林省の経済局長なり、あるいは水産庁長官、これはもちろんその当時の農林大臣が御存じの通牒だろうと思ひますが、こういう通牒を出す前にどうしてはつきりそういう問題の連絡をつけたかというふうな問題があるかと思ふのです。そこいろいろないきさつが出て来たのだらうと思ひます。しかしこの通牒の趣旨は、これはあくまで過ぎなきやならぬというふうな関係からして、おそらくまたその販売方法もこれは御売なりだと、競りによつて行われておる、こういった特殊の仕事である以上は、公取の方で何かこの通牒を生かすような法律を、もしかりに行行政庁なり、あるいは立法府が立案すれば、いわゆる単数というふうな法律を、法案を出すというふうな気があるとすれば、それを受け入れてくれるかどうか、そういう問題についてお聞きしたいと思ひます。

○説明員(坂根哲夫君) ただいまの問題は非常にむずかしい問題で、きょうは委員長がおりませんので、私がお答えすることが適當であるかどうか存じ

ませんが、今申し上げましたように、市場の非常に過当競争のあることは私もよく承知しておりますから、それがある程度適正なる競争が残されるという建前の法律ならば、私どもの方の委員会もあるいは異存がないかと私は考えております。

○青山正一君 まだあちらの方の委員長のはつきりした意見も承りませんから、私の質問はこの程度にとどめておきます。

○戸叶武君 この問題は、農林省の経済局長及び水産庁長官の通牒と公取委員会との見解とが非常に意見が相違したところに問題が起きたのだと思ひますが、大阪の問題を中心としてこの問題が起きて、大阪の業者や何かは今のような状態でいけないうの、農林省の意向のように統合すべき方へ行こうという意向で統合の方に進んで、そうして公取からの警告で暗礁に乗り上げたということになつておるのであります。この問題は青山氏が言つたように、単一か複数かだけの問題ではないと言われておりますが、この統合の問題に対しては、農林省の方では最終決定は自主的に協議会で決定したいという見解を述べておりましたけれども、これはこの協議会というものの比重が非常に重くなるのですが、業者だけを中心の協議会ですか、生産者、消費者も加えての協議会ですか、それによつて非常に、協議会という名前だけで内容が伴わない問題だと思ひますが、それはどういふのですか。

○政府委員(大坪藤市君) ただいまの御質問であります。私どもといたしましては、御売業者、仲買人、小売業者並びに生産者、つまりこれらの市

場

場取引に關係いたしまするあらゆる階層の方々を網羅しますと同時に、そのほかにいわゆる半農半商者も交えた協議会を作りまして、そこで検討いたしたいと、かように考えます。

○青山正一君 閣下で……。ただいま戸田さんからお話のあったその協議会で、私どもはこういふ重要な、少くとも先ほど申し上げました通り全漁獲の半分以上、あるいは農作物の半分以上をこれは大都市の人間がみな食うのだ、そうすれば、その市場というものは、これは公共的な色彩を帯びなければならぬ、そうした上においてただ簡単な協議会でそういった問題を検討するということは私は反対です。ある面からいへば中央市場というものを改訂をしようとして、少くとも中央審議会のような形で、むしろ生産者もこれは入れた方がよろしく、あるいは消費者階級も入れた方がよろしくと思ひますが、業者よりもむしろ半農半商者、そういった関係の者を入れちゃって、もちろんこれは公取の方から入っていただく、いろいろな面から入っていただく、そうしてこの東京の市場ならばこうだ、二つにした方がいい、魚の場合はこうだ、あるいは青物の場合はこうだ、燻蒸の場合はこうだというふうな建前で進んで行かなければいけないと思ひます。そういつたふうになつて農林省あたりは法律を改正して行く気持はないですか、その点さへはつきり解決をして行けば、こういった問題もこの法律の中に織り込んで行けば何でもない、私はそういったふうな解釈しておるのです、その点はいかがですか。

○政府委員(大坪藤市君) その点につきましては、ただいまのいわゆる市場取引制度改善についての協議会でございまして、これは卸売人だけの問題でなしに、市場機構全般にわたつていろいろ検討いたしまして、結論を得て参りたいというふうな考へておるわけでございます。従つていわゆる市場の中の一構成委員であります卸売だけにつきましては協議会ではないのでございまして、従つてその意味合いにおきましては、ただいま青山先生からお話のありました点も十分一つ私どもといたしましては考慮いたしまして、今後の市場取引改善についての協議会の運営をやつて行きたい、かように考へております。

○戸田武君 やはり最終的にこの協議会の問題が一番問題になると思ひますが、この公取委員会の問題にしたのも、ただ独占禁止法の形式的な解釈だけでなくて、市場における運営というものが非常に独占化されて行く危険性がなきにしもあらずという点を私は憂慮してだと思ひますが、その協議会の性格並びに運営を一步譲ると、やはり問屋の圧力を中心としたもので、独占化の傾向を歩むことはこれは必至だと思ふのです。今まで長い伝統を持つてそういうふうな統制されて来たのだ、戦争、戦後の統制時代だけのことでないといつておられますけれども、その歴史の歩みと経験を私たちは無視しないが、そこには非常に封建的な、あるいはまた独占的な一つの形態が積み重ねられて来たのであつて、その人たちが意識すると意識しないとにかかわらず、必ずしもそれが公共性に合致するとは言ひきれないものもある

のだと思ふのです。その点をしっかりと分析して行かないと、ただ一部の業者だけに引きずり回され、あるいは市場におけるところの支配力を持つてゐる人たちの政治力によつて引きずり回されるということになると、大都市を中心として問題がやはり大きく私は起きてくると思ふのです。この問題は、ただ市場に直接関係しているものだけを網羅するという見解をやはり改めて、その都市全体の消費者大衆、台所経済というもので考慮しての規模で行かないと、私は非常に非難を浴びると思ふので、それは農林省当局も、公正取引委員会の方も十分そういう点を考へて善処してもらいたいと思ひます。

○青山正一君 議事進行について……。この問題はデリケートな問題も非常に多いだらうと思ひます、一つ衆議院の委員長とよく御相談なさつて、そうして公正取引委員会の委員長とか、あるいは経済局の局長なり、課長の元の本音というものをよく聞いていただいて、そして田中閣下一つ進めていただきたいといふことを特に希望いたします。

○委員長(江田三郎君) 本音もくそもないと思ふのでして、簡単にやないかと思ふのです。そこで私は、まあちよつと公正取引委員会の経済部長さんに、ここでお答えができればお答えになつていただければよろしいし、それからお答えができれば、あとで文書でも御回答いただいてもよろしいのです。第一は、農林省の経済局長なり、水産庁から出している通牒というものは、あなたの方では妥当な通牒だとお考えになつてゐるか、あの通牒の趣旨

自体をすでに不当だとお考えになつてゐるのかどうかといふことが一つ。第二は、そういう通牒に基いて整理統合した場合は、どういふ整理統合だったのか、たとへば具体的に大阪の場合に、八割五分と一割五分という数字が、比率が多少変わつていけばそれでいいとお考えになつてゐるのかどうか。それから第三には、この中央卸売市場の場合には、単数であつたところで整理をするのだからして独占にはならないのだ、公正なる取引を害するものでなくて、むしろ単数であることの方が経費の節減、あるいはひいては市場の手数料の減額、通減といふようなことになつて、むしろ好ましいのだといふ考へ方もあるわけですが、そういう単数をとるか、複数をとるかは別問題にして、かりに単数であつた場合には、これはもう、まあ、あなたの方の立場から行くと、大阪の二社というものがすでに公正取引の趣旨に反してゐるというのですから、単数だつたらいいよ公正取引の趣旨に反するといふことになりましようが、いかなる理由によつて単数であつたら公正取引の趣旨に反するののか、これをここではつきりお答え願へばそれでもよろしいし、それからここで御回答できなければ、早急に文書でも御回答いただければいいのじゃないかと思ひます。それによつて、今大阪が当面している問題、大阪だけでなしに、その他の都市に引きかけてゐるところの問題の処理を今の法律のもとでやれるのか、あるいは今の法律のもとではいけなくて、どつ

か。○説明員(坂根哲夫君) けつこうでございます。○委員長(江田三郎君) そういう場合にして御返事をいただいた上で、なお青山委員のお話のような方法をとりまして、また委員の皆さんと御協議したいと思ひます。それじゃそういう工合にいたします。本日はこれで散会いたします。午後一時十七分散会

七月八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、農地開発機械公団法案

農地開発機械公団法案

農地開発機械公団法

目次

第一章 総則（第一条—第六条）	第二章 役員及び職員（第七条—第十七条）
第三章 業務（第十八条—第十九条）	第四章 財務及び会計（第二十条—第三十三条）
第五章 監督（第三十四条—第三十五条）	第六章 雑則（第三十六条—第三十八条）
第七章 罰則（第三十九条—第四十一条）	附則
第一章 総則	

（目的）
第一条 農地開発機械公団は、農地の造成及び改良の事業の効率化に資するため、国際復興開発銀行等から資金の融通を受け、農地の造成及び改良の事業の用に供する高効率の機械等を保有して、これを国、地方公共団体その他該事業を行う者に貸し付け、その他その効果的な運用を行うことを目的とする。

（法人格）
第二条 農地開発機械公団（以下「公団」という。）は、法人とする。

（事務所）
第三条 公団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公団は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（登記）
第四条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）
第五条 公団でない者は、農地開発機械公団という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

（民法の適用）
第六条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）、第五十条（法人の住所）及び第五十四条（代表権の制限）の規定は、公団に準用する。

第二章 役員及び職員

（役員）
第七条 公団に、役員として、理事長一人、理事二人以内及び監事一人を置く。

（役員の職務及び権限）
第八条 理事長は、公団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、公団を代表し、理事長を補佐して公団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、公団の業務を監査する。

（役員の任命）
第九条 理事長及び監事は、農林大臣が任命する。

2 理事は、理事長が農林大臣の認可を受けて任命する。

（役員の任期）
第十条 役員の任期は、三年とする。

2 役員は、再任されることができない。

（役員の欠格条項）
第十一条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、政府職員（人事院が指定する非常勤の者を除く。）又は地方公共団体の議会の議員

二 政党の役員

三 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な利害關係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

四 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

（役員の解任）
第十二条 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

（役員兼職禁止）
第十三条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又はみずから営利事業に従事してはならない。

（代表権の制限）
第十四条 公団と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

（代理人の選任）
第十五条 理事長及び理事は、公団の職員のうちから、公団の業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員任命）
第十六条 公団の職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員地位）
第十七条 役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

（業務の範囲）
第十八条 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 農地の造成又は改良の事業を行う者に対し、当該事業の用に供する機械及び器具（これらの附属品及び部品を含む。）の貸付を行うこと。

二 委託を受けて農地の造成又は改良の工事を行うこと。

三 前二号の業務に附帯する業務（業務の方法）

第十九条 公団は、業務開始の際、業務の方法を定め、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（業務の方法）
第二十条 公団は、業務開始の際、業務の方法を定め、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（業務の方法）
第二十一条 公団は、業務開始の際、業務の方法を定め、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（業務の方法）
第二十二条 公団は、業務開始の際、業務の方法を定め、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（業務の方法）
第二十三条 公団は、業務開始の際、業務の方法を定め、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（業務の方法）
第二十四条 公団は、業務開始の際、業務の方法を定め、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

供する機械及び器具（これらの附属品及び部品を含む。）の貸付を行うこと。

二 委託を受けて農地の造成又は改良の工事を行うこと。

三 前二号の業務に附帯する業務（業務の方法）

第十九条 公団は、業務開始の際、業務の方法を定め、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務の方法に定めるべき事項は、農林省令で定める。

3 農林大臣は、第一項の規定により認可をしようとするとき、又は前項の規定により農林省令を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第四章 財務及び会計

（事業年度）
第二十条 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

（予算等の認可）
第二十一条 公団は、毎事業年度、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 公団は、前項の規定による認可を申請する場合には、当該事業年度の業務計画その他予算及び資金計画の参考となる事項に關する書類を認可申請書に添えなければならない。

（決算）
第二十二条 公団は、毎事業年度の

決算を翌年度の七月三十一日まで
に完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十三条 公団は、毎事業年度、
農林省令で定めるところにより、
財産目録、貸借対照表及び損益計
算書(以下この条において「財務諸
表」という。)を作成し、決算完結後
二ヵ月以内に農林大臣に提出し、そ
の承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務
諸表を農林大臣に提出するときは
は、これに予算の区分に従い作成
した当該事業年度の決算報告書を
添え、並びに財務諸表及び決算報
告書に関する監事の意見をつけな
ければならない。

3 公団は、第一項の規定による農
林大臣の承認を受けた財務諸表を
各事務所に備えておかなければな
らない。

(借入金)

第二十四条 公団は、農林大臣の認
可を受けて、政府又は国際復興開
発銀行以外の金融機関から長期借
入金又は短期借入金を行うことが
できる。

2 公団は、国際復興開発銀行から
長期借入金を行うことができる。

3 第一項の規定による短期借入金
は、当該事業年度内に償還しなけ
ればならない。ただし、資金の不
足のため償還することができない
ときは、その償還することができ
ない金額に限り、農林大臣の認可
を受けて、これを借り換えること
ができる。

4 前項ただし書の規定により借り
換えた短期借入金は、一年以内に

償還しなければならない。

(債券の発行)

第二十五条 公団は、その国際復興
開発銀行からの外貨資金の借入契
約に基き債券を引き渡す必要があ
るときは、政令で定めるところに
より、その借入金額を限り債券を
発行することができる。

2 外資に関する法律(昭和二十五
年法律第六十三号)第三条に規
定する外国投資家が前項の債券を
譲り受けたときは、当該債券に係
る貸付金債権について同法第十三
条の二の規定による大蔵大臣の指
定を受けたものとみなして、同法
の規定を適用する。

(政府からの貸付)

第二十六条 政府は、公団に対して
長期又は短期の資金の貸付をす
ることができる。

(政府の保証)

第二十七条 政府は、法人に対する
政府の財政援助の制限に関する法
律(昭和二十一年法律第二十四号)
第三条の規定にかかわらず、公団
が昭和三十三年三月三十一日まで
に国際復興開発銀行と締結する外
貨資金の借入契約に基き外貨で支
払わなければならない債務につい
て、一定の金額を限度として、保
証契約をすることができる。

2 前項の一定の金額は、三十一億
七千万円を同項の借入契約の締結
の時ににおける基準外国為替相場
(外国為替及び外国貿易管理法(昭
和二十四年法律第二百二十八号)
第七條第一項の基準外国為替相場
をいう。)により換算してアメリ
カ合衆国通貨をもつて表示した額

又はその額を政令で定めるところ
により換算してアメリカ合衆国通
貨以外の外国通貨をもつて表示し
た額とする。

(償還計画)

第二十八条 公団は、毎事業年度、
長期借入金の償還計画をたてて、
農林大臣の認可を受けなければな
らない。

(余裕金の運用)

第二十九条 公団は、次の方法によ
る場合のほか、業務上の余裕金を
運用してはならない。

一 国債及び農林大臣の指定する
その他の有価証券の取得

二 農林中央金庫及び農林大臣の
指定するその他の金融機関への
預金又は郵便貯金

(財産の処分等の制限)

第三十条 公団は、その所有する財
産で農林省令で定める重要なもの
を譲渡し、交換し、又は担保に供
しようとするときは、農林大臣の
認可を受けなければならない。

(規程)

第三十一条 公団は、業務開始の際、
次の事項について規程を定めなけ
ればならない。

一 会計に関する事項
二 役員及び職員の手当及び退職
手当に関する事項

2 公団は、前項の事項について規程
を定めようとするときは、農林大
臣の認可を受けなければならない
い。これを要しようとするとき
も、同様とする。

(大蔵大臣に対する協議)

第三十二条 農林大臣は、次の場合
には、大蔵大臣に協議しなければ
ならない。

一 第二十一条第一項、第二十四
条第一項若しくは第三項ただし
書、第二十八条、第三十条又は
前条第二項の規定による認可を
しようとするとき。

二 第二十三条第一項の規定によ
る承認をしようとするとき。

三 第二十九条第一号又は第二号
の規定による指定をしようとし
るとき。

四 第三十条又は次条の規定によ
り農林省令を定めようとするとき。

(農林省令への委任)

第三十三条 この法律及びこれに基
く政令に規定するもののほか、公
団の財務及び会計に關し必要な事
項は、農林省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第三十四条 公団は、農林大臣が監
督する。

2 農林大臣は、この法律を施行す
るため必要があると認めるとき
は、公団に対して、その業務に関
し、監督上必要な命令をすること
ができる。

(報告及び検査)

第三十五条 農林大臣は、必要があ
ると認めるときは、公団に対して
業務及び資産の状況に關し報告を
させ、又はその職員に公団の事務
所に立ち入り、業務の状況若しく
は帳簿、書類その他の必要な物件
を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検
査をする場合には、その身分を示
す証明書を携帯し、関係人にこれ
を提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の
権限は、犯罪捜査のために認めら
れたものと解釈してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第三十六条 公団の解散について
は、別に法律で定める。

(恩給)

第三十七条 恩給法(大正十二年法
律第四十八号)第十九条に規定す
る公務員(以下この条において
「公務員」という。)又は同法同条
に規定する公務員とみなされる者
(以下この条において「公務員と
みなされる者」という。)が引き
続いて公団の役員又は職員となつ
たときは、恩給法の一部を改正す
る法律(昭和二十二年法律第七
十七号)(以下「法律第七十七号」
という。)附則第十條又は恩給法
の一部を改正する法律(昭和二十
八年法律第五十五号)(以下「法
律第五十五号」という。)附則
第四十條の規定の適用について
は、法律第七十七号附則第十條第
一項中「引き続いて公務員又は公
務員とみなされる者」として在職
し」とあるのは「引き続いて公務員
若しくは公務員とみなされる者又
は農地開発機械公団の役員若しく
は職員として在職し」と、法律第
百五十五号附則第四十條第一項中
「引き続いて地方事務官又は地方
技官として在職し」とあるのは「引
き続いて地方事務官若しくは地方
技官又は農地開発機械公団の役
員若しくは職員として在職し」と
読み替へるものとする。

2 他の法律の規定において法律第

附則
行期日)

第七章 罰則

る命令に違反したとき。
第四十一条 第五条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

降五箇年度以内に、公団に支払うこと。

政府は、第一項の委託に係る工

第十三条 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「愛知用水公団」の下に「農地開発機械公団」を加える。

(農林省設置法の改正)

第十四条 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「一人」を「及び農地開発機械公団監理官各一人」に改め、同条第四項中「愛知用水公団監理官」の下に「又は農地開発機械公団監理官」を加え、「愛知用水公団の指導監督」を「、それぞれ愛知用水公団又は農地開発機械公団の指導監督」に改める。

第九条第一項第十四号中「愛知用水公団」の下に「及び農地開発機械公団」を加える。

(地方税法の改正)

第十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一号、第七十二条の四第一項第二号、第七十三条の四第一項第一号、第二百九十六条第一号及び第三百四十八条第二項第二号中「愛知用水公団」の下に「農地開発機械公団」を加える。

(国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行、日本輸出入銀行又は愛知用水公団が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律の改正)

第十六条 国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行、日本輸出入銀行又は愛知用水公団が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律(昭和二十八年法律第六号)の一部

を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行、日本輸出入銀行、愛知用水公団等が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律

本則中「又は愛知用水公団」を「愛知用水公団又は農地開発機械公団」に、「又は愛知用水公団法(昭和三十年法律第 号)第三十五条第一項」を「愛知用水公団法(昭和三十年法律第 号)第三十五条第一項又は農地開発機械公団法(昭和三十年法律第 号)第二十五条第一項」に改める。

昭和三十年七月十六日印刷

昭和三十年七月十八日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局